

令和 2 年度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 7 1 |
-

令和 3 年 3 月 1 1 日 (木曜日)

文教福祉委員会会議録

令和3年3月11日 木曜日

午前10時00分開議

午後 5時02分開議（実時間328分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号（関係分）
1. 議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号
1. 議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第6号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第12号・令和3年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第19号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））
1. 議案第33号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第34号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第35号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について
1. 議案第36号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準等を定める条例の全部改正について

1. 議案第37号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について
1. 議案第38号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
1. 議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 議案第40号・坂田道男・道太文庫基金条例の一部改正について
1. 令和2年請願第1号・国の責任で小・中学校の全学年に少人数学級の実施を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 西 濱 和 博 君
副委員長 村 山 俊 臣 君
委員 亀 田 英 雄 君
委員 古 嶋 津 義 君
委員 村 上 光 則 君
委員 百 田 隆 君

※欠席委員 前 川 祥 子 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部総括審議員兼次長 松 岡 猛 君
教育部次長 和久田 敬 史 君
教育施設課長 竹 下 圭一郎 君

教育サポートセンター所長	入 佐 正 夫 君
教育政策課長	松 川 由 美 君
生涯学習課長	岩 崎 龍 一 君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	小 林 眞 二 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	白 川 健 次 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	永 田 理 子 君
理事兼こども未来課長	田 中 かおり 君
国保ねんきん課長	西 田 裕 一 君
国保ねんきん課主幹兼 保険税係長	西 村 裕 昭 君
国保ねんきん課主幹兼 後期高齢者医療係長	園 川 純 大 君
国保ねんきん課主幹兼 医療給付係長	塚 本 泰 広 君
理事兼健康福祉政策課長	野 田 章 浩 君
健康福祉政策課 千丁健康福祉地域事務所長	吉 田 幸 生 君
健康福祉政策課 泉健康福祉地域事務所長	井 戸 晶 子 君
長寿支援課長	山 内 真 奈 美 君
長寿支援課長補佐兼 介護給付係長	石 本 淳 君
障がい者支援課長	高 崎 博 文 君
理事兼生活援護課長	鶴 田 洋 明 君
健康推進課長	南 睦 子 君
健康推進課長補佐兼 新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	森 田 克 彦 君

○記録担当書記 村 上 政 資 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(西濱和博君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号(関係分)

○委員長(西濱和博君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について教育部から説明願います。

○教育部次長(和久田敬史君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号中、教育部所管分につきまして、着座にて説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○教育部次長(和久田敬史君) まず、11ページをお願いします。

歳出の第9款・教育費に、1億9858万1000円を追加し、補正後の額を60億2633万2000円といたしております。なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は、8690万7000円で、その他の額1億1167万4000円は、経済文化交流部が所管するものです。

続きまして、歳出の具体的内容について説明をいたします。

22ページをお願いします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費で、小学校非構造部材耐震化事業として、工事請負費に7499万3000円を計上いたしております。

これは、国の補正に伴い、令和3年度実施予定の小学校非構造部材耐震化事業を一部前倒しして実施するために、必要な経費を補正するものです。

なお、特定財源といたしまして、3分の1を国の学校施設環境改善交付金、残りの3分の2を市債で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充てております。また、全額を繰越明許といたしております。

具体的な事業内容でございますが、太田郷小学校の図書室天井、金剛小学校弥次分校のホール天井、八代小学校の図書室、体育館玄関ホール天井、昭和小学校の図書室天井、麦島小学校の玄関ホール天井の耐震化工事を行うものでございます。

次に、款9・教育費、項3・中学校費、目1・学校管理費で、中学校非構造部材耐震化事業として、工事請負費に1191万4000円を計上いたしております。

これは、国の補正に伴い、令和3年度実施予定の中学校非構造部材耐震化事業を前倒して実施するために、必要な経費を補正するものです。

なお、特定財源といたしまして、3分の1を国の学校施設環境改善交付金、残りの3分の2を市債で防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充てております。また、全額繰越明許といたしております。

具体的な事業内容でございますが、鏡中学校の昇降口ホール天井の耐震化工事を行うものでございます。

以上が議案第1号・教育部の補正予算・第16号の内容でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） すみません、ちなみに非構造部材っていうのは、はどんな、どのようなものか。と、この事業行えばどの程度その進捗の感じは、全部の、言わばその非構造部材というのは耐震化工事が終わるのか、その進捗の

度合いが分かればお知らせください。

○委員長（西濱和博君） 執行部、どなたがお答えになられますか。よろしいですか。

○教育施設課長（竹下圭一郎君） 議員お尋ねの、非構造部材とはどのようなものかというところの質問なんですけれども、非構造部材につきましては、柱とかそういうものとは別に、壁とかですね、天井とか、そういうところを改修しているというところになります。今年度の事業としましては、壁、天井、窓ガラスサッシとかですね、そういうのを、非構造部材というところであっております。

非構造部材の進捗状況につきましてですけれども、令和元年までで、体育館、武道場等のサッシとか天井とかそういうのは、終わっております。今年度補正に上げておりますのが、天井高が6メートル以上で面積が65平米以上の、建物の中の部分で、その部分を対象としております。今年度で、その6メートル以上で、——今年度というか来年度でですね、6メートル以上、面積が65平米以上っていうのは、完了する予定でございます。（委員亀田英雄君「来年度ですか」と呼ぶ）はい。来年度からはですね、——来年度、再来年度ですかね、今後は壁とかひさし、軒とか、そういうところを、必要に応じて補修していく予定と考えております。

以上でございます。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） いいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（百田 隆君） と、東日本大震災とか熊本地震を受けてからですね、構造物が、いわゆる劣化したりなんかしてるわけなんですけれども、そういうことを考えた場合、今後もずっとこういう事業というの続くというふうに考えてよろしいですか。

○教育施設課長（竹下圭一郎君） はい。今後
も続いていくと考えております。

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょう
か。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 質疑ないようですの
で、以上で質疑を終了いたします。

次に、意見がありましたらお願いいたしま
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ありません。

それでは、以上で、第9款・教育費について
を終了いたします。

小会いたします。

（午前10時08分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻
します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛
生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

皆さんおはようございます。（「皆さんおは
ようございます」と呼ぶ者あり）本日大変お世
話になります。

それでは、議案第1号・令和2年度八代市一
般会計補正予算・第16号中、第3款・民生費
及び第4款・衛生費につきまして、白川健康福
祉部次長より説明いたします。御審議のほどよ
ろしく願います。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次
君） 皆様、改めましておはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康
福祉部、白川でございます。本日はよろしくお
願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます

す。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次
君） それでは、別冊となっております、議案
第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算
書・第16号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分について御説明をいた
します。

まず、補正予算書の3ページをお願いいたし
ます。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございま
すが、款3・民生費、項1・社会福祉費で、補
正額6000万円を追加し、補正後の予算額は
117億2418万8000円に、項2・児童
福祉費で4440万円を追加し、補正後の予算
額は102億2603万3000円とし、民生
費の総額は、2つ上になりますが、255億2
766万2000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、
補正額1400万円を追加し、補正後の予算額
は25億7313万2000円とし、衛生費の
総額は、1つ上になりますが、83億942万
8000円としております。なお、補正額の全
額が、健康福祉部所管分となっております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明
をいたします。

17ページをお願いいたします。

下段の表の、款3・民生費、項1・社会福祉
費、目4・障害福祉対策費で、補正額6000
万円を計上しております。

これは、障害福祉サービス給付事業につい
て、グループホームの新設等に伴い利用者が増
加したため、その不足する給付費分を補正する
ものでございます。

なお、特定財源として、国庫支出金2分の
1、県支出金4分の1があります。

次に、18ページを御覧ください。

上段の表、項2・児童福祉費、目1・児童福

社総務費で、補正額1440万円を計上しております。

これは、国の3次補正を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策事業において、こどもプラザと放課後児童クラブの経費を補正するものでございます。支出の内容は、こどもプラザにおける感染防止のための、マスクや消毒液等の消耗品の購入に要する経費と、放課後児童クラブが感染防止のため、マスクや消毒液等の消耗品や備品を購入する費用に対する補助金でございます。対象は、こどもプラザが、マックスバリュ八代店にあります、こどもプラザすくすくと、イオン八代店にあります、こどもプラザわくわくで、放課後児童クラブは、市内の36クラブとしております。

なお、特定財源として、国庫支出金3分の1、県支出金3分の1があります。

次に、目3・保育所費で、補正額3000万円を計上いたしております。

これは、国の3次補正を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策事業において、保育所等の経費を補正するものでございます。支出の内容は、私立の保育所等と子育て支援センターが、感染防止のため、マスクや消毒液等の消耗品や備品を購入する費用に対する補助金と、公立の保育園と子育て支援センターにおける、感染防止のための消耗品、備品の購入に要する経費でございます。対象は、私立と公立の保育所等と子育て支援センター合わせて68施設となっております。

なお、特定財源として、保育所等につきましては、国庫支出金2分の1が、子育て支援センターにつきましては、国庫支出金3分の1、県支出金3分の1があります。

次に、下段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、補正額1400万円を計上しております。

これは、令和2年7月豪雨に伴う被災者世帯

の使用料減免や利用者の減少により、不足する使用料を補填する費用を、簡易水道事業企業会計へ繰り出すものでございます。

なお、特定財源はございません。

以上で議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。すみません、私に分からんとですけど、3ページの、民生費の合計はこれ何でこの、社会福祉費と児童福祉ば足せば、上のあれなつとでしょうけど、この差は何の差ですか。社会福祉費が117億ってあつとですもんね。児童福祉費が102億で、合計されれば250億でいい話なんですけど、合計してそやんならんとは何でかなとは。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 今回の補正の内容が、項1の社会福祉費と項2の児童福祉費に関わる部分になります。ただ、それ以外に、民生費の中には……。委員亀田英雄君「あつとですね。ごめん」と呼ぶ）はい。項3の生活保護費ですとか、項4の災害救助費等もございまして、その分をトータルした金額ということになります。（委員亀田英雄君「失礼しました、ほかはありません」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかにいいですか。

○委員（古嶋津義君） ちょっと内容についてお尋ねします。

まず、放課後児童クラブですが、先ほど白川次長のほうから、36クラブあると言われました。その中で、1380万、これは1クラブについて平等に、その配分されるのか、それと

も、クラブの児童数なのか。それと下のですね、保育所ですが、公立、私立合わせて68ぐらいあったと思いますが、これも1園当たりなのか、園児数などで割られるのか、どのようにされるのか、その辺のところ内容について、お尋ねします。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 子ども未来課、田中です。よろしくお願ひします。

まず、児童クラブにつきましてですけれども、児童クラブの利用定員によりまして、補助金の金額は変わっております。19人以下が30万円以内、それと、20人から50人以下が40万、利用定員が60人以上が50万円以内ということになっております。

支援センターにつきましても、支援センターにつきましては、1か所当たり30万、それから保育所につきましては、定員が19人以下が30万、20人から59人以下が40万、利用定員60人以上が50万となっております。

以上です。（委員古嶋津義君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。衛生費の企業会計繰出金なんですけど、これは何件分っていったの分かりますか。分かんないですね。ならよか、個人的。個人的。聞かれるでしょ。担当課じゃなからんばわからんば個人的に。（健康福祉部長兼福祉事務所長小林眞二君「待機はされてると思います」と呼ぶ）ああ、本当ですか。（健康福祉部長兼福祉事務所長小林眞二君「はい」と呼ぶ）なら教えていただければ助かりますが。

○委員長（西濱和博君） 回答、大丈夫でしょうか。

すみません、健康福祉部、時間がかかるようでしたら、今、亀田委員の御配慮ありましたの

で、一旦預かりで、後ほど個人的でもいいってことですが、（委員亀田英雄君「うん、よかですよ」と呼ぶ）どんな状況でしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

分かりました。じゃあそのようにさせていただければと。

○委員長（西濱和博君） ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） じゃあそのようにさせていただきます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午前10時21分 小会）

（午前10時24分 本会）

◎議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号につきまして、西田国保ねんきん課長より説明をいたします。御審議のほどよろしく願います。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の西田でございます。どうぞよろしく願います。

座って説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） お手元でございます予算書、議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算書・第4号について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ672万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億4828万7000円といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入において、款1・国民健康保険税を672万円、歳出において、款6・諸支出金を672万円、それぞれ計上しております。

その内訳につきましては、5ページをお願いいたします。

5ページの下の方、3、歳出の款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金の補正額672万円は、令和元年度に特定健康診査等負担金及び特別調整交付金（保健事業）として、国と県から概算交付された金額が、精算により確定した金額を上回っておりますので、今回、その超過分を県へ返還するものでございます。

財源については、上の段の表、2、歳入で款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税、

目1・一般被保険者国民健康保険税に、歳出と同額の672万円を計上いたしております。

以上で議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（西濱和博君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら願います。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前10時27分 小会）

（午前10時30分 本会）

◎議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、令和3年度一般会計当初予算の審議をお願いするに当たりまして、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費、第4款・衛生費につきまして、部長としての総括を述べさせ

ていただきたいと思ひます。

失礼して、着座にて申し上げます。

○委員長（西濱和博君） はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

まず初めに、豪雨災害関連についてでございますが、社会福祉協議会への委託により、昨年10月に活動を開始いたしました、地域支えあいセンターによりまして、被災世帯の見守りや仮設住宅のコミュニティーの形成などを行うとともに、早期の生活再建に向け支援をしております。また、災害ボランティアの調整業務を行う災害ボランティアセンターによる継続した活動に対しまして、引き続き財政支援を行ってまいります。

次に、地域福祉についてですが、第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画に基づきまして、八代市社会福祉協議会と相互に連携した、地域での支え合いを推進してまいります。民生委員・児童委員等の活動を通じた日頃の見守りや声かけからの、気づきを必要な専門的支援につなげ、近隣ならではの支援を推進してまいります。

次に、障害者福祉についてですが、今年度策定をいたしました第4期八代市障がい者計画及び第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画に基づきまして、地域生活支援事業や障害福祉サービス給付事業を適切に行い、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう支援してまいります。また、八代市障がい者サポーター事業において、継続してサポーター養成を行い、見守り体制を充実を図るとともに、意思疎通が困難な失語症者に意思疎通支援者を派遣するなど、きめ細かなニーズに対応しながら、障害福祉サービスの充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉ですが、本市の高齢化率は、昨年末時点で34.1%と、前年同時期と比較しまして0.5ポイント上昇しております。

高齢化社会を迎え、地域や社会で高齢者を支えると同時に、高齢者自ら社会を支える担い手となっていただくことも必要です。このため、就労や地域活動を通じた生きがいづくりを推進するため、シルバー人材センターの運営支援や老人クラブの活動支援などを、継続して推進いたします。また、高齢者の増加とともに、認知症高齢者も増加すると見込まれる中、成年後見制度の利用促進を図り、必要な権利擁護の支援につなげるため、来年度新たに、長寿支援課内に成年後見支援センターを設置いたします。

次に、児童福祉ですが、現在の第2期八代市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域での子育て支援の充実や、子育て家庭に対する切れ目のない支援体制の推進などを基本テーマとして、社会状況の変化に対応した子ども・子育て支援施策を推進することといたします。また、公立保育園の園舎につきまして、必要な改修を行うなど、園児にとって安全・安心な保育環境を整備してまいります。

次に、生活保護ですが、相談者の状況に応じて、生活保護や自立促進による支援を行い、生活に困窮されてる方が安定した生活を営めるよう支援いたします。特に自立が可能で生活保護の受給には至らないと認められる場合には、生活困窮者自立支援事業により、関係機関と連携して各種支援を行い、できる限り早期に自立できるよう支援いたします。

最後に、保健・衛生部門ですが、市民の皆様が健康で安心して暮らせるよう、母子保健や歯科保健、各種予防接種、がん検診などの保健事業を通じて、引き続き健康づくりに取り組んでまいります。母子保健では、昨年4月に設置いたしました子育て世代包括支援センターを核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供してまいります。また、来年度は、産後ケア事業の対象者を拡充し、産後の身

体的回復や心理的支援を充実させてまいります。

健康福祉部所管の予算総額といたしましては、昨年とほぼ同規模の予算となりました。新型コロナウイルスワクチン接種や豪雨災害への対応など、大きな課題はございますが、今後とも関係機関と連携を図りながら、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指して取り組んでまいります。

以上、令和3年度一般会計当初予算の民生費、衛生費に係る、健康福祉部長としての総括といたします。

それでは、議案第5号・令和3年度八代市一般会計当初予算、第3款・民生費を白川次長が、また、第4款・衛生費のうち、健康福祉部所管分について永田次長が説明をいたしますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（西濱和博君） それでは、第3款・民生費についてお願ひいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それでは、健康福祉部の白川です。引き続きよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それでは、別冊となっております、議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算書をお願ひいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、款3・民生費について御説明をいたします。

7ページお願ひいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございますが、款3・民生費で、239億6286万円を計上しております。前年度と比較して、1億8918万1000円の増額となっております。

内訳としまして、項1・社会福祉費は、前年度比2億2369万1000円増の113億6

945万7000円、項2・児童福祉費は、前年度比3635万2000円減の93億8116万7000円、項3・生活保護費は、前年度比190万7000円の増の32億1097万円、項4・災害救助費は、前年度比6万5000円減の126万6000円でございます。

民生費の増額の主な理由でございますが、利用者の増加に伴い、障害福祉サービス給付事業で7131万3000円、障がい児通所支援事業で4176万2000円の増額のほか、令和2年7月豪雨災害に係る被災者生活再建支援事業や、被災者転居費用等助成事業などの新たな予算計上によるものです。

それでは、歳出の内容を御説明いたします。

70ページをお願ひいたします。

下の表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費では、65億7184万3000円を計上いたしております、前年度に比べ1億28万8000円の増額となっております。

右側の説明欄のうち、主な事業につきまして御説明いたします。説明欄の6つ目、後期高齢者医療広域連合負担金事業17億9695万4000円は、75歳以上の後期高齢者等を対象とした医療保険を運営する、熊本県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、組織運営や事務経費に当たる共通経費が5706万7000円、療養給付費に対する経費が17億3988万7000円です。1つ飛びまして、生活困窮者自立支援事業3986万7000円は、生活保護に至る前の生活困窮者に対し包括的な支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業の委託料1833万8000円、住居確保給付金624万円、任意事業の一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の負担金1146万8000円、就労準備支援事業の委託料380万1000円などです。1つ飛びまして、被災者生活再建支援事業（豪雨

災害) 3310万円は、令和2年7月豪雨により被災した世帯の見守りや相談支援等を行う八代市地域支え合いセンターを設置し、被災者の早期の生活再建と自立を図るものです。全額が八代市社会福祉協議会への委託料です。次の、国民健康保険特別会計繰出金事業14億9050万1000円は、保険基盤安定制度に係る国保税軽減分及び保険者支援分や、職員給与と費等事務費、国保財政安定化支援事業などに対するものです。

71ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計繰出金事業6億2216万2000円は、低所得世帯に対する保険料軽減分や職員給与と費等事務費などに対するものです。次の、介護保険特別会計繰出金事業24億1601万2000円は、介護給付費や職員給与と費等事務費などに対するものです。

70ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金14億460万5000円は、主に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金に対する国県支出金です。

71ページをお願いします。

目2・老人福祉対策費で、3億2071万9000円を計上いたしております。前年度に比べ、630万4000円の増額となっております。

説明欄の6つ目、シルバー人材センター運営費補助事業2276万5000円は、健康で働く意欲を持つ高齢者の経験、能力を生かした就業機会を確保・提供し、地域社会への参加を通じた生きがいつくり等を図る、八代市シルバー人材センターの事業運営に対するもので、運営費補助金870万円、育児支援業務や人手不足の分野等の取組により、働く現役世代が安心して働けるよう下支えする、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金1387万5000円などです。次に、1つ飛びまして、老人クラ

ブ助成事業467万円は、老人福祉の増進を図るため、老人クラブの活動に対し助成を行うもので、単位老人クラブ114クラブの活動費補助金376万2000円、市老人クラブ連合会への活動費補助金90万1000円が主なものです。3つ飛びまして、老人福祉施設入所措置事業2億3840万5000円は、65歳以上で居宅により養護を受けられない者が、保寿寮やすずらんの杜など養護老人ホームへ入所するために係る措置委託料が主なものです。2つ飛びまして、介護予防送迎車管理事業300万円は、一般高齢者向けの介護予防施策である、いきいきサロンや、やつしろ元気体操を泉町で開催するに当たり、会場へ通う参加者の利便性の向上を図るための、送迎に使用するワゴン車の買換えに係る備品購入費です。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金346万3000円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで、その他の4264万3000円は、養護老人ホームの入所者からの負担金などです。

次に、目3・社会福祉対策費では、2億1540万円を計上いたしております。前年度に比べ5525万9000円の増額となっております。

72ページをお願いいたします。

説明欄の4つ目、泉地域福祉センター管理運営事業2485万7000円は、泉地域福祉センターにおいて、施設管理やデイサービス事業等を指定管理者である八代市社会福祉協議会により行うもので、指定管理者への委託料1076万5000円、トイレ改修やナースコール取替え等に係る工事請負費830万5000円などです。5つ飛びまして、社会福祉団体育成事業1億1200万3000円は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした、社会福祉協議会に対する16名分の人件費補助です。5つ飛びまして、災害見舞金等支給

事業（豪雨災害）１０３７万４０００円は、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害による関連死を含む死亡者等に対し、災害弔慰金を支給するもので、災害弔慰金１０００万円、関連死について災害によるものかを判定する、災害弔慰金等支給審査委員会の開催経費３７万４０００円です。３つ飛びまして、被災者転居費用等助成事業（豪雨災害）１９６１万１０００円は、令和２年７月豪雨の被災世帯が、仮住まいの住居から再建先として県内の住宅や民間賃貸住宅等へ移転する際に要する転居費用や、賃貸住宅への入居時にかかる初期費用などを助成するものです。１世帯当たり、引っ越し費用を助成する転居費用助成として１０万円を、礼金や仲介手数料などの初期費用を助成する民間賃貸住宅入居費用助成として２０万円を、また、公営住宅の入居に必要な物品等の購入費を助成する公営住宅入居支援として１０万円を支給いたします。次の、八代市災害ボランティアセンター運営事業（豪雨災害）６７１万８０００円は、令和２年７月豪雨による被災者を支援するため、坂本地域福祉センターを拠点として活動しております、復興ボランティアセンターを運営する八代市社会福祉協議会に対し、救助とボランティアの調整業務を委託するとともに、活動経費の一部を補助するものです。次の、被災者見守り対策事業（豪雨災害）３３２万４０００円は、応急仮設住宅に入居する独居高齢者世帯や要配慮世帯が、安心した日常生活を送ることができるよう、緊急通報システムを導入し、見守り体制の強化を図るもので、通報装置の利用に係る民間のセキュリティー会社への委託料３０２万４０００円などです。

７１ページに戻っていただきまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金３８１２万２０００円は、主に豪雨災害に係る被災者転居費用等助成事業や災害見舞金等支給事業、八代市

災害ボランティアセンター運営事業に対する県補助金で、地方債１２００万円は、泉地域福祉センター等の施設整備に係る社会福祉債で、その他６３５万３０００円は、シルバーワークプラザ事務室実費徴収金などです。

７３ページをお願いいたします。

目４・障害福祉対策費で、４２億２３７９万５０００円を計上いたしております。前年度に比べ、６１４１万４０００円の増額となっております。

説明欄の上から５つ目、更生医療給付事業２億６５万８０００円は、１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方の、人工透析や心臓手術など、障害の軽減や日常生活能力の回復などのために必要な医療費の一部を負担するもので、扶助費２億３６万８０００円などです。１つ飛びまして、重度心身障がい者医療費助成事業２億４０３９万５０００円は、身体障害者手帳の１級、２級や療育手帳のＡ１、Ａ２などを持つ、重度の心身障害者や障害児に係る医療費の一部を助成するもので、扶助費２億３８２１万円などです。次に、１つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業５７５万５０００円は、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な、在宅の障害者や障害児に対し、精神的、経済的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給するもので、全額扶助費です。次の、補装具交付・修理事業２２６９万１０００円は、身体障害者や障害児及び難病患者等の失われた身体上の機能を補完し、日常生活を容易にするための補装具の購入や修理に係る費用の一部を補助するもので、全額扶助費です。次に、６つ飛びまして、地域生活支援事業１億３３０４万１０００円は、障害者の自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行うもので、障害者や障害児の保護者などからの相談に応じ支援する事業や、手話奉仕員の養成や派遣を行う事業、日常生活用具の給付や

貸与を行う事業などがあります。市内2か所の相談支援事業所への委託料1746万5000円、市内4か所の地域活動支援センターへの委託料3076万円、ストマや紙おむつなど、日常生活用具の給付に係る扶助費2932万2000円などが主なものです。次の、障害福祉サービス給付事業27億9557万4000円は、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために提供する、障害福祉サービス給付費です。生活介護や療養介護などの介護支援を行う介護給付として15億4530万9000円、就労継続支援やグループホームでの援助を行う共同生活援助などの訓練等給付として12億2117万7000円などです。次に、1つ飛びまして、障がい児通所支援事業5億3610万5000円は、障害児や障害の疑いのある子供たちを対象に、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うとともに、保護者に対し、家庭での養育について支援や助言を行うもので、就学前の障害児を対象とした児童発達支援の1億3914万2000円、小・中・高校の障害児を対象とした放課後等デイサービスの3億6543万8000円などです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金29億3537万6000円は、障害福祉サービス給付事業に対する国県支出金などで、その他404万7000円は、地域生活支援事業等に対する氷川町からの負担金です。

次に、74ページをお願いします。

目5・国民年金費で、3770万円を計上いたしております。前年度に比べ、42万6000円の増額となっております。

説明欄の2つ目、年金事務事業96万9000円は、国民年金事務に要する事務用品や郵便料が主なものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金2699万8000円は、年金の資格取得や

喪失等の各種受付を行う法定受託事務や、年金相談、口座振替の促進等を行う協力・連携事務に係る国庫支出金です。

続きまして、下の表をお願いします。

項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、5億8502万4000円を計上いたしております。前年度に比べ、629万9000円の増額となっております。

説明欄の6つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業2582万7000円は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、父母及びその児童等の医療費の一部を助成するもので、扶助費2576万8000円が主なものです。1つ飛びまして、こどもプラザ事業1589万5000円は、子育て支援の促進を図るため、主に乳幼児を持つ子育て中の親子が、気軽に集う常設の場所として、マックスバリュ八代店2階にこどもプラザすくすくを、また、イオン八代店2階にこどもプラザわくわくを開設し、子育て中の親子の交流を図るとともに、子育て等に関する相談支援、講習会等を実施しております。

75ページをお願いいたします。

説明欄の4つ目、放課後児童健全育成事業3億1644万円は、昼間仕事などで保護者がいない家庭の小学校児童の安全・安心を確保し、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を図るための、放課後児童クラブ34か所への委託料です。1つ飛びまして、病児・病後児保育事業2253万2000円は、病中または病気の回復期にある児童の保育が家庭で困難な場合に、児童の一時預かりを行い、子育てと仕事の両立を支援するもので、市内の3つの事業所に対する委託料と、氷川町にあります八代北部医療センター病児・病後児保育室ハグ・くむの相互利用のための、氷川町に対する負担金です。5つ飛びまして、子育て相談事業268万円は、子育て中の親子や妊娠中の方が、保育園や幼稚園、子育て支援サービスなどをスムーズ

に利用できるよう、子育て相談窓口をこどもプラザわくわく内に設置するとともに、子育て相談専門員を配置し、相談を受け、情報の提供やアドバイスを行うもので、委託料263万3000円などです。

74ページにお戻りいただきまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金2億8014万7000円は、主に放課後児童健全育成事業に対するもので、その他101万8000円は、主に病児・病後児保育事業に対する、市内の施設の相互利用に係る氷川町からの負担金です。

75ページお願いします。

目2・児童措置費で、26億3823万5000円を計上いたしております、前年度に比べ、3601万5000円の減額となっております。

説明欄の1つ目、児童手当事業18億5894万円は、中学校卒業までの児童を養育している者に対し、児童の年齢等に応じた手当を支給するものです。次の、児童扶養手当事業7億7929万5000円は、離婚などによる独り親家庭の父母等に対して、手当を支給するものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金18億3449万7000円は、児童手当事業及び児童扶養手当事業に対するものです。

続きまして、目3・保育所費で、61億5790万8000円を計上いたしております、前年度と比べ、663万6000円の減額となっております。

説明欄の2つ目、公立保育所運営事業3億6493万9000円は、公立保育園10園の運営経費で、保育士等の会計年度任用職員の報酬等1億9275万5000円、給食の賄い材料費4800万円、5つの園の給食業務委託料2494万8000円、千丁みどり保育園や鏡第二保育園の空調設備改修に係る工事請負費46

39万2000円などです。

76ページをお願いいたします。

説明欄の1つ目、私立保育所保育事業42億7296万6000円は、市内の私立保育所43園及び市外の私立保育所への保育負担金42億2475万2000円と、保育士の業務負担を軽減し離職防止を図るため、保育補助者を雇用する私立保育所への補助金4754万4000円などです。2つ飛びまして、障がい児保育事業5756万6000円は、私立保育所において障害のある児童を受け入れるに当たり、保育士の増員や、その安全性が確保されるよう設備等を整備するために、保育所に対し補助を行うものです。次の、施設型給付事業6億8617万7000円は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等への給付費6億7938万5000円と、保育士の業務負担の軽減を目的とした、保育補助者の雇用に対する補助金679万2000円です。次の、地域型保育給付事業9028万1000円は、小規模保育事業所のありんこ園、リス託児所、事業所内保育事業所のプチトマト等への給付費です。2つ飛びまして、一番下の幼児教育・保育無償化事業5633万円は、令和元年10月からの無償化に伴い、私学助成幼稚園や認可外保育施設等への施設等利用給付金と、本市独自の施策である、第3子以降の副食費無料化のための補助金を、交付するものです。

75ページにお戻りいただきまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金36億5624万8000円は、私立保育所保育事業に対する国県支出金などで、地方債5170万円は、公立保育園の施設整備に係る児童福祉債で、その他2億9712万1000円は、保育所の利用者負担金である保育料などです。

76ページをお願いいたします。

下の表で、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で、2億432万2000円を計上い

たしておりました、前年度に比べ、355万9000円の増額となっております。

説明欄の2つ目ですが、生活保護事業2583万2000円は、生活保護事業の適正実施のために必要な職員研修と、被保護者の就労準備支援事業や健康管理支援事業に要するものです。

また、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金948万円は、生活保護適正実施推進事業などに係る国庫支出金です。

続きまして、77ページの目2・扶助費で、30億664万8000円を計上いたしております、前年度に比べ、165万2000円の減額となっております。

説明欄の生活保護費給付事業では、8種類の扶助費を支給しており、そのうち、医療扶助費が最も多く17億4546万8000円、生活扶助費が6億9329万円、住宅扶助費が3億4374万5000円、介護扶助費が9498万5000円などとなっております。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金の22億4148万6000円は、生活保護扶助費に係る国庫支出金などで、その他2757万4000円は、生活保護費の返還金などです。

最後に、下の表をお願いいたします。

項4・災害救助費、目1・災害救助費で、126万6000円を計上いたしております。

説明欄の、建設型応急住宅等管理事業（豪雨災害）は、令和2年7月豪雨による被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的として、熊本県により設置された市内2か所の建設型応急仮設住宅に係る、団地内の集会所、外灯、駐車場等の維持管理に必要な経費です。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金126万6000円は、災害救助費負担金などの県支出金です。

以上で民生費の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） ちょっと、全体の話で、部長の総括の中で、昨年度と同規模の予算というふうな話、フレーズがあったかと思いません。今、白川次長の話聞いていけば、1億幾らか増加だったですね。

災害があったものですから、私的には何か予算が増加すつとかなというふうな感じもあったんですが、同規模の予算と。だけどまあ1億幾らだったと。っていいながら、増加の原因は利用者の増というような話だったんですが、その辺のちょっと、ちょっと増加の原因とか、災害やらあってきて予算が膨らむはずなんだけどそうはならないような感じも受けたんですけど、何か、ちょっと全体的に見ると、イメージが違うというか説明の中に何か、ちょっと違うような話もあつとですけど、まあ私の理解が及ばんとですけど、ちょっと増加の原因とか災害関連の話、幾らぐらい全体であつて、1億幾ら増えた分はその分だとか、ちょっと分かりやすく、もうちょっと何か、全体が見えるような話をしてもらえんかなと思うんですけど、分かりませんか、言い方。

あの増の要因は利用者の増という、多分たしか次長は言いなつたと思うとですよ。その辺が災害等とリンクせんとかなのとも思いながら、災害でどのくらい増えとつとかという分も含めて。分かりますか、質問の意図。

○委員長（西濱和博君） 今の質問につきましてですけれども、よろしいでしょうか。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それでは、私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

まず、部長の総括の中で、前年とほぼ同額というのは、今私のほうで説明をさせていただいたのは款3の民生費でございます。この後説明

があります、款4の衛生費の減額と相殺されて、ほぼ同額になっているということで御理解をいただきたいというふうに思います。(委員 亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ)

それから、民生費の増額の部分でございますが、私の説明の仕方がですね、悪くて申し訳ございません。最初に、利用者の増額に伴う障害福祉関係の経費が増えたということを中心に説明してしまい、その後ですね、今度の、今回の豪雨災害に係る被災者生活再建支援事業ですとか被災者転居費用等助成事業などの、その新たな予算計上などによるものも原因に、増に、増額の原因となっておりますというふうに御説明させていただきました。全体として1億8918万1000円の増額ですが、そのうち、災害関連経費というのは7439万3000円の増額ということになっております。よろしくお願ひします。

○委員(亀田英雄君) すみません、ここところつまない話ば聞くので、申し訳ない。分かりました。

○委員長(西濱和博君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

○委員(古嶋津義君) 地域福祉センターですが、先ほど白川次長からちょっとお話がありました、泉につきましては、ちょっと金額が大きいなと思ったら、ナースコールの改修工事とかトイレ改修工事とか指定管理の委託料とかお話がありましたが、ほかの地域のやつ少し金額のばらつきがありますので、どういう理由なんでしょうか、まず1点目です。

それと、老人クラブの助成事業であります、その老人クラブの中に、活動費の補助というのがありますが、そのどういう活動をしなればいけないのか、その辺のところと。

まず2つ、お尋ねをさせていただきます。

○理事兼健康福祉政策課長(野田章浩君) 健

康福祉政策課、野田でございます。よろしくお願ひいたします。

各支所の地域福祉センターの予算のばらつきという話だと思うんですけども、それぞれ地域福祉センターでちょっと規模のところとところもあるもんでですね。それと、泉以外のところは平成30年度をもってデイサービスあたりを中止しております。それで泉については指定管理が継続してまして、今後、今度いろんな古い施設ですんで修繕が発生したというところになってまいります。

よろしいでしょうか。

○委員(古嶋津義君) デイサービスは分かりませんが、それにしても、坂本と東陽はちょっと金額が大きいなと思いますが。

○理事兼健康福祉政策課長(野田章浩君) 坂本につきましてはですね、今度の豪雨災害によりまして、多くの市有の施設が浸水し使用不能となったことから、地域福祉センターのところですね、コミセンだとか、あるいは復興ボランティアセンターだとか、そういうのが拠点になっております。それと併せて、建物自体の設備も老朽化が進んでおりまして、維持管理にちょっと多くの経費が発生したというところになってまいります。(委員古嶋津義君「東陽。東陽」と呼ぶ)

○委員長(西濱和博君) 東陽はいかがですか。

○理事兼健康福祉政策課長(野田章浩君) 東陽につきましても、先ほど言いましたが一応デイサービス事業を30年度をもって廃止したと。予算の内容につきましては主なのは管理運営事業なんですけども、需用費あたりだとか、修繕も一部40万程度ありますけども、管理運営事業が主で383万2000円と、前年度よりも500万程度落ちてるのかなというふうに考えております。

以上です。(委員古嶋津義君「老人クラブ」

と呼ぶ)

○委員長(西濱和博君) はい、次、老人クラブの件について、答弁お願い。

○長寿支援課長(山内真奈美君) おはようございます。長寿支援課、山内でございます。

先ほど御質問いただきました老人クラブの助成事業でございますが、来年度は467万円を予算化しております。

まず、老人クラブの活動に対して助成を行うということでございますが、老人クラブも単位老人クラブがございます。市内に現在114クラブございますが、こちらに対しての活動費について376万2000円、それと、それをまとめる補佐といいますか、市の老人クラブの連合会ですね、こちらのほうには、活動助成金として90万1000円となっております。

老人クラブの方々の独自の取組の活動を推進するということで助成のほう行っておりまして、中身には健康づくり等をですね、行っていただくというような要項も入れた上で補助のほう行っている次第です。

以上です。

○委員(古嶋津義君) ボランティアじゃない、ないですけど、草取りとかそぎゃんとはなかってですか。例えばこういう、歩道とか、そういうのは入ってないんですか。

○長寿支援課長(山内真奈美君) そちらについて、それを行ったことによって具体的にその分を補助するというような制度のほうはございません。活動の一環としてなされる場合は、ボランティア活動の一環としてなされることはあるかと思いますが、それをを行うことというふうな形では、予算等は行っておりません。

以上です。

○委員(古嶋津義君) 助成をされるときその明確なじゃあ、何々の活動をしなさいという明確なことはなかってですね、じゃあ。

○長寿支援課長(山内真奈美君) 明確なとい

うような線引きはございません。先ほど言いましたように、メニューの1つに健康づくりの補助金というのはございまして、これについてはどういったことをしたかというような実績を必ず上げていただくような形になっておりますが、それ以外については、これをした、あれをしたというような形での実績報告というのは、具体的には上がってきておりません。

以上です。

○委員長(西濱和博君) 古嶋委員、よろしいですか。

○委員(古嶋津義君) はい。あと、あとほかあれば……。

○委員長(西濱和博君) ほかに質疑ないですか。

○委員(百田 隆君) 73ページ。

○委員長(西濱和博君) 73ページ。

○委員(百田 隆君) はい。重度心身障がい者医療助成事業、2億4000万かな、してありますけれども、これは、重度つちゅつたら、ランク的には1級、2級とかありますけど1級だけですか。

○障がい者支援課長(高崎博文君) 障がい者支援課、高崎でございます。よろしくお願ひします。

重度心身障がい者医療費の助成の対象としましては、身体障害者手帳の1級、2級の所持者、それから療育手帳のA1、A2、精神障害者保健福祉手帳の1級などでございます。

○委員長(西濱和博君) よろしいですか。

○委員(百田 隆君) それに関してですけれども、例えば、まあ心身障害者の範疇に入るかどうか分からんとですが、意識を失って倒れるような人がおりますですね。こういう人たちが、例えば高速道路を利用したりするときに、助成の対象外という話聞いております。本人の話では、自ら運転することはできないということであるならば助成の対象にすべきではないか

という話がありますけれども、この点についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 今、百田議員のお話では、高速道路等で倒れなっただけというようにおっしゃっていましたが、倒れられたことをもって、対象とするのは難しいと思います。ただ、倒れられてその後に手帳の取得をされた場合には、その手続後については対象となります。

以上でございます。（委員百田隆君「分かりました。詳しいことはまた後でお伺いします」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 75ページか、病児・病後児保育事業ですが、氷川町にありますあの北部地域医療センターのところに、八代市立病院がなくなったということはあそこも1病棟建てられて、そのとき併せてこのつくられたというふうに記憶しておりますが、そのとき、相互利用ということですから、氷川町だけでなく八代市内の方も利用して、先ほど八代市内のところもありましたので相互利用はしているということでしょうか。それと、金額については同じなんでしょうか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） よろしくお願ひします。

先ほどお尋ねの、相互利用ってということになりますので、氷川町の方も市内の施設も利用してもよろしいし、市内の方も氷川町のハグ・くむを利用していいってことで、今年度2月末でございますけれども、氷川町のハグ・くむを市内の市民が利用してる件数としましては64人の方が利用されております。

あと利用料につきましては、氷川町と協議をいたしまして同額としております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。75ページの、まあ説明があったかもしれんとですが、児童措置費が3600万。多いように感じとつてますが、その要因を教えてくださいというのが1つです。

そしてですね、その概要ばちょっと見とつたつてですけど、児童扶養手当、——なかなか民生費あたり、新規ば、新規の事業つて見らんとつてですけど、児童扶養手当にもう新規でつちゅう事業が出てきとつてですけど、説明がございませんでしたので、説明をいただければなと思ひます。

もう一つ、生活保護費がですね、についてなんですけど、この多い部分についての人数をちょっとお知らせいただけますか。医療費と生活扶助、2つでようございませんですけど。

3点です。

○委員長（西濱和博君） 3点質問がございましたが、まず1点目、よろしいでしょうか。児童措置費の対前年度比較の部分であったかと思ひますが、いかがでしょうか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） お答えいたします。

児童措置費の増減、増が3600万程度でございますけれども、施設型給付につきまして、3250万程度の増加が見られております。これは、先ほど説明にもありましたが、認定子ども園等に対する給付費になります。（「児童措置費」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 児童措置費。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） すみません。失礼しました。

○委員長（西濱和博君） 今の質問は対前年度比、措置費が約3600万減に、減になった理由、主な理由は何かという、お尋ねだったかと

思いますが。（委員亀田英雄君「そうです。ちょっと多いんじゃないか。誤差の範囲内」と呼ぶ）

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 失礼いたしました。

児童措置費の減額の要因といたしましては、児童数の減少に伴います児童手当の減少になります、減額になります。

以上です。（委員亀田英雄君「こげん減つとですね。ちなみにどのくらい、数が分かれば教えてください」と呼ぶ）

○委員（亀田英雄君） ちなみに、数がどのくらい減つとですか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 児童手当につきまして、件数といたしまして、5647件の減少となっております。あと、去年の令和2年度の当初の見込みは17万2222件でございましたのが、今年度見込みといたしましては16万5575件の見込みとなっております、の減少になります。（委員亀田英雄君「よかです、次行って」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか、1つ目。

2点目、よろしいでしょうか。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） 生活保護ですね。

○委員長（西濱和博君） 2点目です、はい。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） 生活援護課の鶴田です。よろしく願いいたします。

ただいまの医療扶助と介護扶助の人数ということでございますが、一応生活保護を受けていらっしゃる方が現時点で1770人おられます。それで、医療につきましては、お一人でも何回も受診される方もいらっしゃいまして、統計的には延べで件数で数字を押さえておりますので、それでいきますと、来年度予算の根拠といたしましては、延べで1万8140件で、1人当たりの医療費を9万6222円ということで

算出しております。

それから介護につきましては、延べで5281件で、1件当たりの介護扶助費が1万7986円ということで算出をしております。

○委員（亀田英雄君） すみません、ちょっと、ちょっと確認、申し訳ない、ちょっと聞き逃したもんで、生活保護を千七百何人って言いなつたですかね。（理事兼生活援護課長鶴田洋明君「1770人で」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） 鶴田課長、もう一度ゆっくりはつきり御説明ください。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） はい。すみません、もう一度。（委員亀田英雄君「申し訳ない」と呼ぶ）すみません。生活保護を受けていらっしゃる方が、直近で約1770人でございます。（委員亀田英雄君「申し訳ない」と呼ぶ）その中で、医療費を受けられる場合ですね、お一人で何度も受診される方もいらっしゃいます。それで、延べの件数でですね、統計を取っております、今回の予算の基礎となります延べ件数は、医療費の場合1万8140件でございます。それから、1件当たりのその医療費を、9万6222円と算出しております。

介護につきましては、延べで5281件、1人当たりの介護扶助費を1万7986円で算出をしております。

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 先ほど、お尋ねありました児童扶養手当の制度の改正についてお答えいたします。

新規受給者が増えたということになりますけれども、令和3年3月分からですね、公的年金のうち障害年金を受給してる者についての制度の改正が行われまして、その影響によりまして、新たに受給開始となる者または増額支給となる者につきまして32名について、1043

万3000円の増を見込んでおります。

以上です。

○委員（亀田英雄君） すみません、何がどう変わったは、あんま詳しく知らんじやよかったですけど、その理由を簡単に述べていただけると。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 制度の内容ですけれども、これまで障害年金受給者につきましては、障害年金受給額と児童扶養手当の手当額との比較で、その差額を手当として支給しておりましたけれども、新たに、障害年金受給額のうち、子供の加算額と児童扶養手当額との比較により差額を支給することになりますので、その加算額との差額ということになりますと、手当額が増えるということになります。

以上です。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（古嶋津義君） もうあと2つばっか。

子育て相談事業ですが、今こどもプラザわくわくでやってらっしゃるようで、その昨年の実績からいって相談数、そすつと相談の主な内容、分かる範囲で結構です。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） お答えいたします。

相談件数につきましては、今年の2月末において、相談件数535件となっております。

内容につきましては、保育所や幼稚園等への入所についての手続の方法でありますとか、または、そのほかのですね、支援サービスについて利用の方法についてのお尋ね、それと、個々の子育てに係るですね、御苦労だったりとかの相談になります。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。通常の業務に加えてですね、災害関連の手当てというのが増えて、なかなか大変なんですけど、十分なケアをですね、手当てをいただきますように、お願いをいたします。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 間もなく、新型コロナウイルスのワクチン事業が始まりますが、16歳以上ということになっておりますので、特に16歳以下の子供に対しては、保育園とか学童保育とかそういう場所にそういうケアもしてあるようでありますので、徹底して子供たちが感染しないように心がけていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で、第3款・民生費についてを終了いたします。

小会します。

（午前11時31分 小会）

（午前11時33分 本会）

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第4款・衛生費について、健康

福祉部から説明願います。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（永田理子君） 皆様こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の永田でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（永田理子君） それでは、文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部が所管します款4・衛生費につきまして御説明いたします。

令和3年度八代市一般会計予算書の7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございますが、款4・衛生費で、37億4594万2000円を計上しております。前年度と比較して、1億1729万円の減額となっております。そのうち健康福祉部が所管いたしますのは、項1・保健衛生費17億610万7000円の中の16億3601万5000円で、前年度比1億8270万1000円の減額でございます。減額の主な理由は、昨年度病院費として計上しておりました、市立病院の建物解体工事に係る工事請負費分の減でございます。

それでは、歳出の内容を御説明します。

78ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、12億4859万円を計上いたしております。前年度に比べ、172万1000円の減額となっております。

説明欄の3つ目、千丁健康温泉センター管理運営事業3684万1000円は、温泉施設を活用した入浴、休憩及び健康づくりの場の提供を行い、市民の健康増進と福祉の向上を図るもので、燃料費939万5000円、光熱水費371万2000円、温泉管理業務委託料1346万2000円が主なものです。次の、不妊治療助成事業443万5000円は、不妊治療を

受ける夫婦に対し、助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものです。不妊治療については、本年1月1日以降に終了した特定不妊治療から、助成額の引上げや所得制限の撤廃等、支援の拡充が実施されており、国において、令和4年度からの保険適用が検討されております。次の、妊産婦健康支援事業8005万円は、安心して出産・育児ができるよう、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、保健指導などを行うもので、1人当たり最大14回の妊婦健康診査に係る、熊本県医師会への委託料7721万5000円が主なものです。早産のハイリスクの一因である感染症予防のため、妊婦健診における膣分泌物細菌検査や妊婦歯科健康診査も実施しており、低体重児の出生を予防し、胎児の健全な発育を図っています。次の、養育医療給付事業1166万4000円は、母子保健法に基づき、身体の発達が未熟なまま産まれた子供が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、医療費の自己負担分を助成するものです。次の、乳幼児健康支援事業2162万5000円は、母子の健康の保持・増進を目的に、生後4か月までの全戸訪問事業、4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児のそれぞれの健診、こども発達相談などを行っており、八代市・郡医師会への健診委託料が主なものです。なお、本年度から3歳児健診に視力検査機器を導入し、幼児の視力や斜視等の異常を迅速、確実に発見し、早期治療につなげております。次の、こども医療費助成事業4億6740万7000円は、子供の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成及び子育て支援を図るため、医療費の自己負担の全額を助成するものです。なお、対象年齢は、高校3年生相当の18歳までとなっております。次の、初期救急医療推進事業2449万6000円は、休日や夜間の突発的な疾患に対応するた

め、休日在宅医当番制や夜間救急センターの診療委託を行い、初期救急医療体制の充実を図るものです。次に、4つ飛びまして、健康増進事業1億981万5000円は、青壮年期からの健康づくりや、がんなどの生活習慣病の早期発見・早期治療を行うことにより、健康寿命を延ばし、市民の健康増進を図るもので、生活習慣病予防講演会の開催や、胃がん検診、肺がん・結核検診のほか各種がん検診などを実施するもので、健康診査委託料7720万1000円が主なものです。次に、1つ飛びまして、フッ化物洗口事業384万1000円は、子供の歯の質を強化し、生活の質の向上を図るため、県全体の取組として保育園・幼稚園・小・中学校を対象に実施しており、フッ化物洗口液を用いてうがい等を行い、歯のエナメル質を強化し虫歯予防を図るものです。1つ飛びまして、健康づくり応援ポイント事業70万6000円は、市民の生活習慣病予防対策を目的として、市民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことを推進するために、特定健診やがん検診などの受診、健康づくりに関する講演会など、イベントへの参加に対し、ポイントを付与し、目標ポイント達成者に対し、参加賞及び抽せんで賞品を贈呈するものです。次の、産後ケア事業634万円は、産後初期段階の母子に対する支援を強化し、産後鬱の予防や新生児の虐待予防を図り、安心して子育てできる支援体制を確保することを目的に、産後間もない産婦の心身の状態を把握するための産婦健康診査を実施し、その結果などから必要とされる産婦に対し、医療機関への宿泊や助産師による訪問により、心身のケアや育児サポートなどの支援を行うものです。なお、来年度からは、対象者をこれまでの産後4か月未満から産後1年未満とし、里帰り出産も対象に加えるなど、支援の範囲を拡充して実施する予定としています。次の、子育て世代包括支援センター事業290万4000円

は、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供するもので、助産師1名の人件費が主なものです。子育て世代包括支援センターは、昨年4月に八代市保健センター内に設置しており、新庁舎完成後には新庁舎内に移転する予定としております。次の、骨髄等移植ドナー助成事業14万円は、骨髄等提供者の経済的負担を軽減し、骨髄等移植やドナー登録を推進することを目的として、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した者に対し、提供に係る通院・入院及び医師等との面接などに要した日数7日を上限として、1日当たり2万円の助成を行うものです。次の、五家荘げんきドック事業191万3000円は、椎原診療所の医師や関係機関が協力して、五家荘地区に在住する主に65歳以上の高齢者を対象に、運動器のスクリーニング検査等を行い、早期からの介護予防に関する意識啓発を行うものです。来年度は、対象となる住民の筋肉量の増加や栄養状態の改善を目指し、運動器のスクリーニング検査に加え、口腔機能の評価や食事内容等の調査を行い、調査結果に基づいた個別指導を行う予定としております。なお、財源は、全額地域社会振興財団助成金となります。次の、新型コロナウイルス感染症対策事業（本部事務）63万4000円は、新型コロナウイルス感染症対策を目的とし、対策本部会議の開催による協議、検討や住民への周知、啓発等を行うもので、住民啓発用のチラシ作成に係る印刷費が主なものです。

79ページをお願いします。

説明欄1つ目、水道施設補助金事業（豪雨災害）742万5000円は、集落や水道組合が所有する飲料水供給施設において、令和2年7月豪雨により被災した配水管や浄水施設等の復旧に対して、その費用の一部を補助するもので

す。次の、診療所特別会計への繰出金3148万3000円は、下岳・泉歯科診療所の運営に係る不足分を繰り出すものです。次の、水道事業会計への繰出金2720万円は、企業職員の児童手当及び退職手当の一般会計負担分について繰り出すものです。次の、簡易水道事業会計への繰出金1億3950万円は、八代・坂本・東陽・泉地区における簡易水道事業に対して、職員の人件費や企業債償還金の一部を繰り出すものです。

78ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金5973万9000円は、こども医療費助成事業や不妊治療助成事業に対する県支出金などで、また、その他2億1940万2000円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金や千丁健康温泉センター入館料などでございます。

79ページをお願いします。

目2・予防費では、3億8742万5000円を計上いたしております。前年度に比べ、1712万9000円の増額となっております。全額各種予防接種事業で、八代市・郡医師会等への委託料3億8248万2000円が主なものです。予防接種には、病気の発生及び集団での蔓延を防止するためのA類疾病予防接種として、四種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎など、また、個人の病気の発病、重症化を防止するB類疾病予防接種として、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌などがあります。また、昨年度から実施しております風疹予防の追加的対策や、今年度から実施している子供インフルエンザの任意予防接種につきましても実施予定としております。なお、新規事業として、骨髄移植等の治療により、治療前に接種した予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者に対し、感染症予防のため、再度任意で接種を行う費用の一部について助成を行う予定としており、9万8000円を

計上しております。

以上で健康福祉部所管分の衛生費の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） ありがとうございます。

ここで一旦小会します。

（午前11時47分 小会）

（午前11時48分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） こども医療費助成事業についてです。これは多分、たしか、あつですよ、元年度の途中からだったですよ。去年多分予算が通年になってたんでしょうけど、高校生が増えたのは、まだ決算は見えとらんですよ。高校生になった部分で、どの程度その中学生の部分から増えているのか、になったのは想定されたのは、実際はその増えたのかですね。この積算根拠なんですけど、その辺を伺いたいのと、財源は県の支出金等もあるという話だったんですけど、県の支出金はどこまでの部分を反映するのかという点がです。

今、最後に、骨髄移植等の治療者向けの助成金の9万8000円という話だったんですけど、ちょっと少ないような気がすつとですけど、その数、積算根拠もお知らせください。

以上です。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） お答えいたします。

こども医療の高校生の実績で、医療費の実績でございますが、令和元年12月分から令和2年11月支払い分までの12か月分におきまして、高校生分が、6135万2000円となっております。（委員亀田英雄君「ちょっと待って、六千百……」と呼ぶ）135万2000円

と。あと、全体に占める割合といたしましては15.2%ということで、中学生と同程度となっております。（委員亀田英雄君「中学」と呼ぶ）はい。それと、県支出金の範囲ですけれども、4歳未満児の医療費、それとまた、多子世帯については、6歳までの医療費につきましてが対象となっております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） じゃあちょっと確認なんですけれども、中学生・高校生っていうのはもうその財源っていうのは自前って自前っていうか、自主財源っていうところの解釈でよかですかね。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） はい。そのようになります。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） では、次の質問。

○健康推進課長（南 睦子君） お世話になります。健康推進課の南でございます。

9万8000円の根拠といたしましては、現在、小児がんの治療により骨髄移植をするために、医師から予防接種を再度勧めて受けるようになってというような御相談があっておられるケースの方が、2年ぐらい前からお一人ございまして、その方のこれまでの予防接種の履歴からですね、積算して、9万8000円ということで計上しております。

なお、この造血幹細胞移植等による予防接種の再接種費用の助成といたしましては、予防接種を再度受ける場合にですね、要する費用の7割を助成するっていうことで考えております。

以上です。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 78ページの産後ケア事業ですが、令和3年度制度改正により対象者が拡充をした、ただし八代市に住所を有する産

婦ということになります。里帰り出産は対象外ということではありますが、ただその八代市受託事業者以外、里帰り先などの市町村で産後ケア事業宿泊型、訪問型を受託している医療機関などにおいて利用した場合も対象となっておりますが、詳しく説明を願いたいと思います。

○健康推進課長（南 睦子君） 産後ケア事業につきましては、母子保健法の一部を改正する法律の施行が令和3年4月1日からということで予定されておまして、対象者が産後1年までに拡大するものとなっております。

現在、八代市でも、対象者につきましては、八代市に住所を有する生後4か月未満の産婦及びその乳児で、産後に心身の機能回復に不安があり保健指導が必要な方とか、育児について不安が強く保健指導が必要な方、家族等から十分な支援が得られない方っていう全てに該当する方が対象となっておりますけれども、拡充後はですね、八代市に住所を有する産後1年を経過しない産婦及びその、先ほど言いましたところの全てではなくっていずれかに該当する者っていうふうに、対象者が拡大されたところでございます。

里帰りの利用につきましては、里帰り先で産後ケア事業を実施されている自治体におきまして利用された場合に、扶助費っていうあの償還払いでですね、支払いをすることと予定しております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） 古嶋委員、いいですか。

○委員（古嶋津義君） もう1点ですが、千丁の健康温泉センター管理運営事業であります。私、風呂には入らんとですが千丁支所によく行きますので、しょっちゅう修理をされております。今度壊れたらもう閉館ということを知りたりますが、いかがなんでしょうか。

○委員長（西濱和博君） どなたが答えられま

すか。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） お答えいたします。

現在、入館者数も多い状況でもありと。若干減ってきてるんですけども。この施設自体の設置目的が、市民の健康保持及び増進を図るというふうになっております。そのことから、まだ一定の役割を果たしよるんじゃないかなろうかと思っておりますので、今後も、いろんな経費とか節減に努めてですね、事業を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 設立の趣旨は私も十分に分かってますが、修繕代とずっと兼ね合わせていけば果たして必要な施設かなど。今後ですよ、やっぱ、その自治体としてはちょっとスリム化を図っていかねばならない部分もありますので、民間にできるものは民間にさせたほうがいいんじゃないかなという持論がありましたので、申し上げさせていただきました。

ただ、今、野田課長のお答えとですね、私の、どっかで正式に聞いた言葉でありますので、その辺のところもう1回、調べとってください。千丁支所だったかな、どっかでその辺聞きましたので。

○委員長（西濱和博君） 今の答弁必要ですか。御意見としてよろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい、はい。

○委員長（西濱和博君） じゃあ意見として。

ほかにございませんか。

○委員（百田 隆君） 千丁のそのところの話ですけど、この委託料は1346万かけよるという話ですね。これはもう、同じ業者がずっとやってるんですか。

○健康福祉政策課千丁健康福祉地域事務所長（吉田幸生君） 千丁健康福祉事務所の吉田でございます。

現在、長期継続契約で、3年、3年前の6月

から、この令和3年度の5月までの3年の契約でやってございます。契約に当たりましては、入札をいたしまして、そこで落札した業者がやってるということになっております。

今の御質問ですけれども、そういう正規の手続きはやってはおりますけれども、入札で落札してる業者は、結構長い期間落札はしてございませぬ。

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいです。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で、第4款・衛生費についてを終了いたします。

小会します。

（午前11時58分 小会）

（午前11時59分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査をここで終了し、しばらく休憩いたします。午後は13時ちょうどから再開いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あ

り) 教育部次長の松岡でございます。よろしく
お願いします。

令和3年度教育部所管の当初予算の審議に先
立ちまして、予算の総括について御説明をさせ
ていただきます。

着座にて失礼いたします。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○教育部総括審議員兼次長(松岡 猛君) ま
ず、予算規模でございますが、教育部所管の当
初予算額は、33億5676万円で、前年度の
34億9026万8000円に対しまして、1
億3350万8000円の減、3.8%のマイ
ナスとなっております。

次に、令和3年度の予算に関する教育部の基
本的な考え方でございますが、第2次八代市総
合計画に基づく八代市重点戦略において、6つ
の重点戦略を掲げており、そのうち教育部に関
連する戦略と、第2期八代市教育振興基本計画
に掲げる、子どもたち一人一人の生きる力を育
む、学校・幼稚園の教育力を高めるなど5つの
基本目標の実現に向けて、1、学校・幼稚園教
育の充実、2、教育環境の充実、3、いじめ、
不登校対策の充実、4、学校・家庭・地域の協
働などを推進するための予算を計上しておりま
す。また、令和3年度において、八代市として
最優先に取り組むこととしております、新型コ
ロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨
における教育部関連経費についても計上を行っ
ております。

それでは、令和3年度の主な事業を御説明い
たします。

まず、学校・幼稚園教育の充実では、中学校
の教科書改訂に合わせまして、国語・社会・数
学・理科・英語の5教科のデジタル教科書を導
入し、さらなる授業の改善を図ります。加え
て、これまでと同様に、英語検定受験料の一部
の補助や、英語指導助手——ALT12名及び
小学校へ英語支援員3名を配置し、グローバル

な人材育成に努めます。また、GIGAスкуль
構想の実現に向けたICT環境の急激な変化
に対応する、ソフト面での取組として、ICT
を活用した指導方法や全体方針の策定などにつ
いて、有識者による専門的な助言や研修を行
う、ICT教育推進アドバイザー事業を新たに
実施します。このほか、ICT授業サポーター
を現行の4名体制から8名体制に増員いたしま
して、学校現場におけるICT教育のさらなる
充実を図ります。

次に、教育環境の充実では、まず1点目、非
構造部材耐震化の推進です。令和元年度に体育
館や武道場の非構造部材の耐震化が完了しまし
たことから、2年度から、校舎の非構造部材、
天井や外壁等の落下防止対策を推進していま
す。3年度は、小学校4校、中学校1校におい
て、外壁の劣化及び損傷の点検調査を行いま
す。2点目は、学校等施設整備事業です。幼稚
園、学校施設において、安全で快適な教育環境
を提供するため、緊急対応が必要な工事や修繕
などの機能維持及び向上のための施設整備を行
います。3点目は、博物館特別展覧会事業で
す。2年度は、新型コロナウイルス対策のため、
特別展覧会は冬だけしか開催ができません
でしたが、3年度は博物館開館30周年という
記念すべき年であり、春・夏・秋・冬・全ての
特別展覧会を、開館30周年記念事業として、
これまで以上に力を入れて実施し、魅力あふれ
る芸術作品や文化財との出会いの場を提供しま
す。

次に、いじめ、不登校対策の充実でございま
すが、本市でも不登校の児童・生徒が毎年増加
傾向にあり、適応指導教室くま川教室への通級
者も増加傾向にあります。さらに、特性を持った
通級生への個別指導の機会も増えつつありま
す。このため、昨年度、くま川教室の指導員を
2名増員するとともに、教育サポートセンター
の相談体制の充実を図りました。3年度も、充

実したスタッフにより、学校や保護者等と連携しまして、該当する児童生徒に寄り添って積極的に支援を行ってまいります。

次に、学校・家庭・地域の協働でございます。地域の教育力の低下や学校が抱える課題を、地域と学校が連携して解決を図るため、地域全体で未来を担う子供たちを支える地域学校協働活動を推進するとともに、学校に設置されるコミュニティ・スクールとの連携を図り、地域住民や保護者の皆様の学校運営への参画を推進しているところでございます。2年度における地域学校協働活動実施校は20校でしたが、3年度は39校に拡充し、八代市全体としての効果の促進を図り、社会に開かれた教育課程の実現と教職員の働き方改革につなげてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校のスクールバスを朝・夕それぞれ2便ずつ増便し、児童・生徒の登下校時の感染予防を図ります。また、学校・幼稚園で使用する消毒液等を購入し、教育現場における感染防止に努めます。

最後に、令和2年7月豪雨関連として、災害により経済的に困窮されている世帯に対し、学用品や給食費の補助を行います。また、豪雨災害によるJRの不通により、通学手段がなくなった坂本中学校の生徒を対象に、スクールバスを増便し通学を支援します。

以上が令和3年度教育部所管の当初予算についての概要でございます。具体的な事業につきましては、和久田教育部次長から御説明を申し上げます。

令和3年度も、教育部一丸となって、八代市重点戦略に掲げられた事業や、第2期八代市教育振興基本計画の具体的な施策を着実に推進することにより、学力向上をはじめ、子供たちの生きる力の育成、地域の教育力の向上、生涯を通じた学習活動の推進等を行ってまいります。

文教福祉委員会委員の皆様におかれましては、御理解と御支援をお願い申し上げます。総括とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○教育部次長（和久田敬史君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算のうち、教育部に關係する予算の概要につきまして、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○教育部次長（和久田敬史君） 一般会計予算書の、8ページをお願いいたします。

まず、第1表、歳入歳出予算書の歳出の、第9款・教育費について説明をいたします。

経済文化交流部所管分も含めまして、教育費総額として、41億4931万3000円を計上しております。一般会計予算全体に占める割合は、6.2%となっております。項別の内訳といたしましては、項1・教育総務費に、前年度比マイナス5388万4000円の5億9920万4000円、項2・小学校費に、マイナス1億975万7000円の6億9712万3000円、項3・中学校費に、プラス4636万3000円の6億1687万1000円、項4・特別支援学校費に、プラス248万4000円の7521万5000円、項5・幼稚園費に、マイナス540万3000円の1億9963万円、項6・学校給食費に、マイナス434万9000円の6億3208万3000円、項7・社会教育費は、マイナス4億7731万9000円の9億836万8000円をそれぞれ計上しております。なお、社会教育費のうち、教育部所管分は、マイナス896万2000円の5億3663万4000円でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費でございますが、41億4931万3000円で、前年度と比較して

5億368万1000円の減となっております。そのうち教育部所管分は33億5676万円で、前年度比1億3350万8000円の減となっております。教育部所管分の減額の主な理由でございますが、教育施設課から営繕課への事務移管などに伴う職員の人件費7486万7000円、小学校における教師用教科書及び指導書購入費6379万4000円及びデジタル教科書購入費2649万1000円の減額などによるものでございます。表の右側の財源内訳につきましては、多種にわたるため、歳出予算の目別説明の際に主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、歳出につきまして説明いたします。

105ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目1・教育委員会費では、教育委員関係事務事業に、前年度比6万3000円減額の327万4000円を計上いたしております。

主なものは、教育委員4人分の報酬でございます。

次、106ページをお願いいたします。

目2・事務局費では、前年度比5586万6000円減額の、4億7015万7000円を計上しております。

特定財源の、その他1920万5000円は、ICT授業サポート事業のふるさと八代元気づくり応援基金繰入金1531万2000円、奨学資金貸付金元利収入282万5000円と、八代市学校・子ども応援基金への教育振興費寄附金100万円が主なものでございます。

主な事業について説明いたします。右側の説明欄上から13番目、真ん中よりちょっと下になりますICT授業サポート事業に、3150万9000円を計上いたしております。児童・生徒への1人1台のタブレット端末整備が終了

し、ICT機器を活用した教材作成や授業サポートに重点を置くことにより、児童・生徒の学習意欲喚起、学力向上につなげるものです。令和3年度のICT授業サポーターは4人から8人体制に増員し、教職員の学習指導能力への向上へ、さらなる支援を行います。また、新たな取組として、有識者による教職員へのICT機器を活用した指導方法や、ICT活用計画の全体方針策定に関して、助言・指導を行っていただく、ICT教育推進アドバイザー事業を実施する予定でございます。1つ飛びまして、校務支援推進事業は、統合型校務支援システムを活用し、学校における各種業務の電子化・効率化を図り、教職員の児童・生徒と向き合う時間を確保し、より質の高い教育の実現につなげるものでございます。令和2年度から本稼働となり、2年目となります。予算額2367万1000円は、システム使用料でございます。1つ飛びまして、八代市学校・子ども教育応援基金事業は、八代の未来を担う子供たちの学びを地域と共に支えるため、広く市内外に寄附を募り、寄附金などを財源に、児童・生徒の学力向上のための事業等を展開するものでございます。予算額102万7000円は、基金への積立金94万2000円のほか、基金の周知を図り寄附金を広く募るための、周知用リーフレット作成及び配付経費8万5000円でございます。なお、3年度はこの基金から152万9000円を取り崩しまして、英語の学力向上やICT教育推進など5事業を実施する予定でございます。

続きまして、目3・教育サポートセンター費では、前年度比132万1000円増額の、4085万7000円を計上しております。

主な事業について説明します。説明欄3番目の、教育サポート事業506万1000円は、教職経験豊かで実践的な指導力が高い退職教員を配置し、学力向上及び授業づくり、学級づく

りの改善等に関する支援や、学校経営の質の向上などに必要な支援、採用2年目の教職員のサポートなどに対応するもので、教育サポーター2名の人件費が主なものでございます。

107ページをお願いします。

上から3番目の、特別支援教育相談事業457万8000円は、特別支援教育アドバイザー2名を配置し、教職員や保護者からの特別支援教育に関する悩み、相談に対して、それぞれのケースに応じた必要な支援内容及び方法について、適切なアドバイスを行うための経費で、アドバイザーの人件費が主なものでございます。

次に、目4・特別支援教育推進費では、特別支援教育推進事業に、障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた就学指導を行う、就学指導委員会に要する経費などとして、前年度比9万9000円減額の、158万2000円を計上しています。

次に、目5・学校保健費ですが、前年度比82万3000円増の、8333万4000円を計上しております。

特定財源の、国県支出金167万5000円は、学校保健特別対策事業費補助金158万6000円が主なものです。その他は、スポーツ振興センター災害共済加入に伴う、保護者負担金341万円などでございます。

主な事業について説明します。説明欄6番目の、小・中・特・幼健康診断事業6032万3000円は、学校保健安全法に基づき、学校医・学校歯科医の指導と協力を得て、児童・生徒・幼児及び学校職員の健康診断を行うものです。予算の主なものは、学校医・学校歯科医への報酬3788万7000円と、医師会等への健康診断などの委託料2008万4000円でございます。

次、108ページをお願いします。

項2・小学校費、目1・学校管理費ですが、4億4763万6000円を計上しております。

前年度比950万6000円の減で、減額の主な理由は、空調に係る電気、ガスの実績に基づく積算による減額と、電力の一括入札による電気料の減額が主なものでございます。

特定財源の国県支出金は、小学校通学関係事業の、スクールバス運行経費に対する被災児童生徒就学援助事業補助金267万8000円です。地方債6840万円は、同じくスクールバス購入経費に充てる過疎債850万円、施設整備事業に充てる合併特例債5090万円及び過疎債900万円などでございます。その他の主なものは、小学校体育館使用料の243万3000円でございます。

主な事業について説明します。説明欄4番目、小学校通学関係事業5385万4000円は、児童の遠距離通学支援のためのスクールバス運行経費などです。事業費内訳の主なものとしましては、スクールバス運行経費4521万3000円のほか、スクールバス1台の購入費856万4000円などでございます。次の、小学校施設整備事業は、小学校24校について安全で快適な教育環境を提供するために必要な、修繕や整備を行うものでございます。事業費9243万6000円の内訳でございますが、主なものは、代陽小学校防火設備改修工事200万、植柳小学校管理棟軒先爆裂補修788万1000円、八千把小学校特別教室棟防火設備改修工事479万4000円、宮地小学校ろ過機取替工事1137万6000円、麦島小学校普通教室棟屋上防水改修工事1800万円、千丁小学校プールサイド、フェンス改修工事698万3000円、泉第八小学校スロープ設置工事900万円などでございます。次の、小学校非構造部材耐震化事業は、地震時における児童等の安全及び災害時の避難所機能を確保するため、落下防止対策の耐震化を図るものでございます。近年、非構造部材である外壁の落下事故が相次いでおりますことから、地震時だ

けではなく、劣化による落下事故を防ぐため、令和2年度から外壁の点検調査を行っております。事業費1644万3000円は、小学校4校の外壁点検調査業務委託料でございます。

次に、目2・教育振興費でございますが、前年度比9122万2000円減額の、2億4948万7000円を計上しております。減額の主な理由は、教科書採択に伴う教師用教科書及び指導書の購入費6379万4000円、3教科のデジタル教科書の購入費2649万1000円がなくなったためでございます。

特定財源の、国県支出金817万円は、特別支援教育就学奨励費国補助金408万9000円、理科教育設備整備費等国補助金125万円、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金167万5000円が主なものです。その他、3998万6000円は、タブレットパソコンのシステムリースに対する、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金3759万2000円、水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金167万6000円が主なものでございます。

主な事業について説明いたします。上から4番目、学校支援職員配置事業(小学校)6548万6000円は、学校支援職員に対する人件費が主なものでございます。本市では、より個に応じたきめ細かな教育を推進し、子供たちの自己実現に向け生きる力を育てていくことを目的に、小・中・特別支援学校・幼稚園に学校支援職員を配置しております。3年度は、特別支援教育支援員を前年度より1人多い45人、学校図書館支援員を前年同じく18人、英語支援員を前年同じ3人、配置予定としております。次の、学校教材充実事業(小学校)は、確かな学力定着のため、知能テストや標準学力検査を実施しますとともに、教師用教科書や指導書の整備を進めるもので、843万5000円を計上しております。主な内容は、学力の実態を捉え、指導での効果を把握するための知能テスト

及び標準学力検査委託料680万7000円でございます。2つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業(小学校)3445万9000円は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に就学する児童の保護者の、経済的負担を軽減するためのもので、国の基準に基づき、学用品費・医療費等について援助を行うものです。3年度は、要保護30人、準要保護917人、特別支援262人の対象者を見込んでおります。

109ページをお願いいたします。

上から3番目、パソコン教育推進事業(小学校)は、児童にパソコン等の情報機器に接する機会を提供し、基本操作の習得、学習への活用などのためICT環境の整備を行うもので、1億997万円を計上しております。内訳としましては、小学校のタブレットパソコンのリース料7518万4000円、タブレットパソコンの保守料3280万6000円などでございます。

次に、項3・中学校費、目1・学校管理費に、前年度比1032万4000円減額の2億8987万4000円を計上しております。減額の主な理由は、空調に係る電気、ガスの実績に基づく積算による減額と、電力の一括入札による電気料の減額が主なものでございます。

特定財源の、国県支出金は、寄宿舎管理事業に対するへき地児童生徒援助費等国補助金55万7000円で、地方債は、中学校施設整備事業に充てる合併特例債5780万円です。その他の主なものは、中学校体育館使用料140万2000円でございます。

主な事業について説明します。説明欄4番目、中学校通学関係事業は、児童生徒の遠距離通学に対して支援を行うもので、1003万1000円を計上しております。また、新たに、豪雨災害によりJRが不通になったことなどに伴い、通学手段がなくなった坂本中学校の生徒

に対する支援として、スクールバス送迎委託料 173万3000円を計上いたしております。2つ飛ばしまして、中学校施設整備事業は、中学校15校の施設整備として8593万8000円を計上しております。内訳といたしましては、一般修繕などの経費として2045万8000円、工事請負費として6436万円で、主なものは、第一中学校技術室改修工事2867万7000円、第一中学校プールろ過機更新896万4000円、鏡中学校体育館2階床改修工事957万5000円、第三中学校難聴教室整備工事589万5000円などです。次の、中学校非構造部材耐震化事業は、先ほど小学校の事業で説明いたしましたとおり、劣化による落下事故を防ぐための外壁点検調査業務委託料として、525万7000円を計上しており、第四中学校を予定しております。

110ページをお願いします。

目2・教育振興費に、前年度比6247万2000円増額の、3億2699万7000円を計上しております。増額の主な理由は、学校教材充実事業の4375万4000円の増と、パソコン教育推進事業の1021万9000円の増額などがございます。

特定財源の、国県支出金455万3000円は、特別支援教育就学奨励費国補助金238万9000円、理科教育設備整備費等国補助金125万円が主なもので、その他の財源6115万7000円の主なものは、外国青年英語指導助手有料宿舎の使用料472万5000円のほか、タブレットパソコンのシステムリース料及びデジタル教科書購入に対するふるさと八代元気づくり応援基金繰入金5501万4000円でございます。

主な事業について説明します。上から2つ目、学校支援職員配置事業(中学校)は、3166万1000円は、学校支援職員に対する人件費が主なものでございます。3年度は、特別

支援教育支援員が前年同じく19人、学校図書館支援員が前年同様の7人、生徒指導支援員は1名増員の7人配置をする予定でございます。次の、学校教材充実事業(中学校)は、5369万8000円は、今回、中学校の教科書採択に合わせ、全16種類の教師用教科書及び指導書の購入2765万1000円や、受験科目である国語・社会・数学・理科・英語の5教科全てのデジタル教科書の導入経費1773万8000円が主なものでございます。1つ飛ばしまして、語学指導外国青年招致事業6043万7000円は、外国青年英語指導助手——ALTを学校や幼稚園に派遣し、異国文化の紹介や会話などにより、子供たちが英語に慣れ親しむための活動に従事させるものです。事業費の内訳は、ALT12人の報酬、社会保険料及び住宅借上料が主なものでございます。次の、不登校児童・生徒の適応指導事業は、不登校状態にある児童・生徒に対して、適応指導教室くま川教室を開設し、専任の指導員により教育相談や学習指導、自然体験的活動を実施し、学校復帰を支援するとともに、社会的な自立を促すことを目的に実施するもので、1557万円を計上しております。3年度も、通級する児童・生徒の増加に対応するため、指導員10人体制で対応することといたしております。

予算の主なものは、指導員10人分の人件費970万9000円、空調機設置工事416万5000円などがございます。2つ飛ばしまして、要保護・準要保護就学援助事業(中学校)に、4595万8000円を計上しております。3年度は、要保護17人、準要保護562人、特別支援88人の対象者を見込んでおります。1つ飛ばしまして、パソコン教育推進事業(中学校)に、8506万4000円を計上しております。内訳としましては、中学校のタブレットパソコンのリース料7455万2000円、タブレットパソコン保守料1035万80

00円などがございます。

111ページをお願いします。

項4・特別支援学校費、目1・学校管理費に、前年度比142万8000円増の、5210万9000円を計上しております。

説明欄の4番目、特別支援学校通学関係事業3743万8000円は、スクールバス5台の運行経費2551万4000円と、新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒の登下校時の感染症予防を図るため、スクールバスを朝夕それぞれ2便ずつ増便する経費1192万4000円が主なものでございます。

112ページをお願いします。

目2・教育振興費に、前年度比105万6000円増の、2310万6000円を計上しております。

説明欄1番目の、学校支援職員配置事業(特別支援事業)1806万8000円は、より個に応じたきめ細かな教育と医療的ケアを行うため、特別支援教育支援員及び看護師を配置し、これに要する人件費です。3年度は、特別支援教育支援員5人、看護師も同数の5人でございます。

下段の、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費でございます。前年度比540万3000円減の、1億9963万円を計上しております。減額の主な理由は、幼稚園管理運営事業190万5000円の減額と、幼稚園施設整備事業の230万円の減などによるものでございます。

主な事業について説明いたします。

113ページをお願いします。

一番上の、学校支援職員配置事業(幼稚園)の683万7000円は、園児の安全・安心な園生活を支えるとともに、個人のニーズに応じた教育活動を推進するための、幼稚園保育支援員6人の人件費です。預かり保育について、令和3年度から、平日に加え夏季休業中にも実施することとしております。

次に、ページ下段、項6・学校給食費、目1・学校給食費です。前年度比434万9000円の減で、6億3208万3000円を計上しております。

特定財源の、国県支出金72万6000円は、児童生徒就学援助事業補助金、地方債1660万円は、単独調理校のスポットエアコンに伴う合併特例債320万円と、南部給食センターの屋根修理などに伴う合併特例債1340万円、その他は、南部給食センターの配送車購入に対する、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金550万円が主なものでございます。

主な事業について説明します。説明欄一番下の、準要保護就学援助事業7342万2000円は、経済的理由などにより学校給食費の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費の全額を援助し、経済的な支援を行うもので、小学校950人分の4250万4000円、中学校593人分の3091万8000円を見込んでおります。

114ページをお願いします。

説明欄2番目の、公益財団法人学校給食会運営補助金事業2億9921万8000円は、麦島、南部、西部及び中部学校給食センターの4つのセンターと代陽小学校で、1日約8200食の給食の調理及び配送などを行う、八代市学校給食会への運営補助金で、正職員52人及び非常勤職員3人、臨時職員44人、計99人分の人件費相当分2億8611万7000円が主な補助対象となっております。

続きまして下段の、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。前年度比1426万円増の、1億3281万3000円を計上しております。増額の主な理由は、予算費目変更による職員の人件費626万8000円、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の283万1000円の増額によるものです。

特定財源の、国県支出金は、学校・家庭・地

域の連携協力推進事業県補助金436万5000円で、地方債580万円は、西宮・上日置集会所屋上防水工事に伴う合併特例債、その他の主なものは、社会教育センター使用料103万4000円、さかもと青少年センター使用料86万3000円、八竜山自然公園使用料283万1000円でございます。

主な事業について説明します。

115ページをお願いします。

説明欄一番上の、学校・家庭・地域の連携協力推進事業として、653万5000円を計上しております。八代市地域学校協働本部を立ち上げ、各小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域の連携協力体制を強化し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える環境づくりを推進するものです。予算の主なものは、地域学校協働活動推進員などへの報償費595万1000円でございます。次の、社会教育事業1150万1000円の主なものは、社会教育指導員3人分の人件費477万5000円のほか、成人式開催経費203万8000円、八代市地域婦人会連絡協議会など、社会教育団体の3団体への補助金185万1000円でございます。

続きまして、目2・公民館費です。前年度比2058万4000円の減額で、1億1633万5000円を計上しております。減額の主な理由は、予算費目変更による人件費1762万円の減によるものでございます。

特定財源の、その他の主なものは、公民館使用料など505万5000円でございます。

主な事業ですが、説明欄3番目の生涯学習推進事業に、232万円を計上しております。内訳は、世代別、地域別等の学習ニーズに応じた体験型学習講座を開設する、おでかけ公民館講座110万9000円、家庭の教育力向上を目的として開設する、家庭教育学級19万円、講演会や市民の皆さんの学習活動などの成果を発

表する、まなびフェスタ96万円が主なものでございます。

116ページをお願いします。

下段の、目4・図書館費です。前年度比956万減額の、1億4064万1000円を計上しております。減額の主な理由は、令和2年度に実施した図書館本館屋根改修工事に関する経費775万3000円の減によるものです。

特定財源、その他84万2000円は、自動販売機設置の使用料、坂田道男・道太文庫基金活用が主なものでございます。

主な事業でございますが、図書館管理運営事業1億4064万1000円は、本館及び2分館の指定管理に伴う委託料1億3386万1000円が主なものでございます。指定管理者はTRCグループ共同企業体、指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっています。

117ページをお願いします。

目5・博物館費です。前年度比691万8000円の増額で、1億4684万5000円を計上しております。増額の主な理由は、令和2年度から管理係を設置したことに伴い、1名増員に伴う人件費1039万4000円の増によるものでございます。

特定財源、その他606万1000円の主なものは、展示室観覧料477万2000円、図録販売収入89万4000円です。

主な事業について説明いたします。2番目の、博物館管理運営一般事務事業に、5186万3000円を計上しております。内訳の主なものは、警備委託1682万7000円、光熱水費584万3000円、受付案内業務委託519万3000円、清掃業務委託544万5000円、コントロール業務委託493万1000円などでございます。令和3年度は、入館者の利便性向上及びインバウンド対策として、キャッシュレス決済の導入を予定しているところ

でございます。また、近隣に伝統芸能伝承館が開館いたしますことから、相乗効果が見込めるような検討を行っているところでございます。上から6番目の、博物館特別展覧会事業では、市民に優れた歴史資料や芸術作品を鑑賞する機会を提供する、4回の特別展覧会を開催するための経費、1386万6000円を計上しております。令和3年度は、博物館開館30周年という記念すべき年に当たり、全ての特別展を開館30周年記念事業として、これまで以上に力を入れて実施する予定でございます。春は、昨年度新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった、八代城主松井家の武器と武具を改めて実施する予定です。一般財団法人松井文庫の御協力により、松井家伝来の刀剣、甲冑などの武器、武具を紹介いたしますとともに、それに関わる絵画や古文書なども紹介予定でございます。夏は、やつしろ美術動物園2といたしまして、平成20年度夏季特別展覧会にて開催いたしました、やつしろ美術動物園の第二弾として、博物館や松井文庫の所蔵品から動物を主題とした絵画や工芸品を紹介する予定でございます。秋は、様々な妙見信仰と八代(仮称)と題しまして、妙見渡来伝承など八代と関わりの深い妙見信仰について、全国各地に現存する絵画、彫刻など重要文化財を含む名品及び、開館以来30年間の調査研究の成果を紹介するものでございます。冬は、八代城と城下町、水運と治水の要を探る(仮称)としまして、令和4年に八代城築城400年を迎える八代城と、身近にある球磨川の歴史と関連する文化財について、理解や興味を高めてもらおうと考えております。

以上が令和3年度教育部当初予算の概要でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長(西濱和博君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございません

か。

○委員(亀田英雄君) まずもってですね、昨年の坂本災害復興の対応に対しては、いろいろお世話になりました。感謝申し上げます。

その中ですが、一般質問でもあったんですが、教育費は決算でも、次長が支援、御理解をお願いしたいという、理解しとつとですが、理解しとるから私も今これ一生懸命してるかと思うとですよ。決算でも去年の予算の話でもしたですけど、今年予算は、膨らんだるけんがですね、1割って話はあるとでしょうばってんが、それでも3.8%マイナスって、こっでよかと思とんなつとだろかと、強い言葉を投げかけたい。どげん、どげんしたかったろかと思うてからですたい。決算でも、その1割は確保してくれていう話ば何遍となくすつとですばってんが、持ってきた予算は3.8%マイナスって、よう言い切んなつたもんだらうかと思つてからですね。

現場の声は、もう私は子供おらんけんが、現場等の声はちょっと届きにくかつですが、私がおったときも、学校は金なかですたいって、その頃から大分そんな声を聞いておりましたよ。そつでも、この3.8%マイナスで。

こん、この現状っていうのはどういふあれですか。金、予算ば抑えられとつとですかね。どげんしてそれ、何で取れんとかつて、聞きたい。答えれる範囲でよかけん、何で取らんとかなと思しながらですたい。取れんとですか。

○教育部総括審議員兼次長(松岡 猛君) 亀田委員には大変御協力をいただいとる中で、こういった事業費ということになりました。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策経費、また、令和2年7月豪雨関連経費、そちらのほうの、八代市として全体的に多額の経費を組まなければいけないつとところで、全体的に財政的には厳しい査定を受けたところでございます。しかしながら、関係課、関係係、必要な予算につい

て、粘り強く財政当局に交渉いたしまして、もちろん100点満点ではございません、ただ、令和3年度における教育活動の推進、充実に向けた、ある程度の予算は確保でき、御提案させていただいてるというところで考えております。

また、当初予算と別に、先ほど御審議もいただきました3月補正予算で、学校の非構造部材の経費も前倒しということで計上させていただきましたし、この当初予算の次に、補正・第1号というところで、コロナ関連対策経費も計上させていただきました。また、令和3年度中におきましても、国・県の補助金ですとか状況の変化等により、さらなる補正予算の追加等をお願いすることもあるかと思えます。そういったことをトータルで、令和3年度の八代市の教育行政を支えていきたいと思えます。

委員さんの後押しによって、私たちもできる限りの教育予算の確保に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） 苦しか話ばさせて申し訳なかつたんですが、必要最低限の予算は確保したんだからということで受け取りたいというふうに思うんですがね、ワクチン対策とかですよ、今言いなつた非構造部材というとは必要経費じゃなかですか。教育の充実という面に、金ば突っ込んでくれって、何回も言ったような気がします。それがなければ、もっと割合低かつたすけんが、金額的に。それがあつて、言えば、水かさ、かさ増しして教育が増えとうごたるふうですよ。もっと教育的に、この教育の充実という部分に金を、現場から上がつてこんどですかね。現場からようけ上がつてくつと思つたにな。現場の声は届かんとか、何か知らんとすばつてんが、もっと教育の充実という部分についてですね、しっかり取り組んでいただければと思う。まあICT教育も取り組みますけんで

すね、知つとるですばつてんが、現場がまずその辺でですね、うまくいくような配慮とかですたい、やっぱそこら辺にしっかり金ば使つていかんと、いかんとと思うとですよ。

まあ、これ意見の部分になつてしまつてですが、その辺からですね、現場からもつと声は上がつてこんとかという部分についてちょっと、聞きたいと思えますが。予算要求なんかは現場から上がつてこんどですか。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 現場からは、いろいろな、こういったところに修繕をしてほしいとか、向上してほしい、こういった予算をもう少し拡充してほしいとか、そういう声については、もちろんたくさん上がつております。何回も言いますけれども、なかなか、それに全部要求をしてもなかなかそれが今、認められないというところもございます。

この問題につきましては、宮田部長と私につきましては、今年で定年退職ということで退職しますけれども、次の部次長さんたち、しっかり引継ぎを行いまして、引き続き充実を図れる予算が要求できるよというところで、取組をしてまいりたいと思えます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） まあ、次長、お気持ちは十分いただいております。だけど、そのいろんな事情のしわ寄せでですね、そんときの子供が十分な教育を受けられんというとはですね、やっぱいかんこつですけんが、教育委員会としてのそれは十分、気持ちを十分発揮されてですね、次につなげていただきたいと。その、大型事業のあつたけんが、教育の予算が足らんとつというとは言えないことですよ。そんときの子供たちにそれはもう失礼な話ですけんが。その辺は用心されてですね、引継ぎをお願いしたいと思えます。

すみません、意見になつてしまつて申し訳なかつたんですが、中身についてちょっと伺いたい

と思います。

そのマイナスの部分で、社会教育費が4億円マイナスだったというのがちょっと引っかけたんですが、原因とその中身についてお知らせください。何ページだったか分からなかった、メモしたばかり……。

○教育部次長（和久田敬史君） 社会教育費につきましては、4億7731万9000円の減額というふうになっております。

教育費の所管分はですね、896万しかマイナスでございませんで、ここの主なマイナスは、伝統芸能伝承館の建設費の分が、来年度はなくなりますので、その分大きく減額になっているというような状況だと思います。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。分かりました。何かマイナスばかり目につくもんですけん。

あの、あと1つちょっとあつですが、いじめ、いじめ、不登校。ちょっと幅が広がって申し訳ない。いじめ対策は、子供さんがちょっと増加しているという話だったんですが、——いじめというか不登校ですね。（教育部次長和久田敬史君「不登校ですね、はい」と呼ぶ）どのくらい増加されとつとか、そっでくま川教室に来られる人は、よっぽどよかつじゃなかろうかなと推測すつとですが、その不登校は全体でどのくらいおつて、どのくらいの子供がここに来られるのかということが分かれば、ちょっと教えていただければ。

○委員長（西濱和博君） サポートセンターですか。

○教育サポートセンター所長（入佐正夫君）

失礼いたします。教育サポートセンター所長の入佐と申します。よろしくお願いいたします。

議員お尋ねのですね、不登校数につきましては、今、令和2年度の1月末までは、218名の不登校数になっております。昨年度、同じ1

月と比較しますと、216ですので、ほぼ同数というふうな形になっております。

また、くま川教室——適応指導教室ですけれども、今、現在、延べ30名が通級をしているところです。昨年度は36名の通級生が来ておりますので、数的にはほぼ同数という感じですが、毎年30名ぐらいの通級生が来ていたというような状況でございます。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに……。

○委員（亀田英雄君） もう1点いいですか。

分かりました。このいじめ、不登校も、大変ですけんが、よく、いいように対応していただければと思います。

教育振興費が約1億円減額ですよ、これまた。108ページです。何か購入費がなくなったという話なんです。（「学校の教科書、教師用の……」と呼ぶ者あり）教育委員会の購入費がなくなったという話なんです、じゃ逆にそれだけ使ったんじゃろうかなと、なぜなくなった、そのなくなった原因っていうともお知らせください。

○教育部次長（和久田敬史君） 昨年度が小学校の教科書の改訂の時期だったもんですから、それに合わせて、教師用の教科書とデジタル教科書を3教科分購入したと。（委員亀田英雄君「昨年が多かったんか」と呼ぶ）昨年度は小学校の改訂で、来年度は中学校の改訂で、その分の教師用の教科書とデジタル教科書を購入したというふうな形でございます。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。

ほかに質疑。

○委員（古嶋津義君） 亀田委員の関連ですばつてん、サポート教室ですが、前の所長は四中

の校長先生だったですか。

○教育サポートセンター所長（入佐正夫君）

失礼いたします。

はい。今、今年度から、はい、四中の校長をしております。

○委員（古嶋津義君） 聞いた話ですと、その施設が、あそこは古くて狭いという話聞きましたが、その辺のその予算要求とかは、何もなっしてさしてしてございませんか。

○教育サポートセンター所長（入佐正夫君）

今議員お尋ねの件ですけれども、おっしゃるとおり、旧八代うしお保育園ということで、もう築60年を迎えます。非常に老朽化した、校舎になっております。

そのためですね、環境整備が今とても必要になりますので、そのために、今、エアコン、空調設備ですけれども、それが喫緊の課題として、ついてないということですから、その部分での充実を図るために、予算をですね、要求いたしまして、令和3年度は、一番広いプレールームというのございます。そこに空調設備を設置するということが、できましたので。そして昨年度、2つの教室にエアコンもつきました。ということで、全体的にエアコン、全ての教室についた状態になりました。そんな感じで今、充実を進めております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 引き続き、充実するように力を入れてほしいと思います。

113ページか、幼稚園施設整備事業ですが、太田郷幼稚園を整備をされるということですが、公立の幼稚園が6園だったと思いますが、その中で一番古い幼稚園は、私的にすれば千丁かなと思っておりましたが、令和元年の10月から幼保無償化で、今、幼稚園の定員割れが続いている状況であります。そういう中で、八代市立幼稚園規模適正化等審議会だったかな、今年から審議されると思いますが、その

中で、今日欠席の部長も、統廃合も含めてという言葉もございました。議事録も、教育委員会の議事録も取らせていただきましたが、そういう中でありますので、将来的にはどういう方向づけをされるのかなと思ってお尋ねをさせていただきます。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 古嶋委員お尋ねの、公立幼稚園を将来的にどういう方向でということでございますけれども、そういったことも含めまして、今後の幼稚園の在り方、教育の仕方を、八代市立幼稚園規模適正化等審議会で検討していただくというところで、私たちは進めているところでございます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 私も子供2人は私立の幼稚園に通園させた経験がございますが、先ほど申し上げましたように令和元年から幼保無償化で、保育時間がちょっと幼稚園が短いということで、どうしても、保護者のニーズというのが、幼稚園から保育園のほうに移りつつあるということでこういう状況だろうと思います。今後、今年度から、八代市立幼稚園規模適正化等検討委員会だったですかね、そこで検討されると思いますが、その辺の推移を少し見守っていききたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） 御意見としてよろしいでしょうか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（百田 隆君） 114ページですが、公益財団法人学校給食会運営補助金事業で、2億9900万計上してあります。この、給与といますか、これは本市の給与体系に準じたものであるかどうかということと、もう一つは、職員の定着性はどうかと、この2つを聞きたいと思います。

○教育政策課長（松川由美君） 教育政策課で
ございます。

ただいま御質問ありました学校給食会の職員
さんの給与についてですけれども、準じた形に
はなっておりません。独自で、給与体系をです
ね、つくっておられます。

それと……。 （委員百田隆君「定着性、職員
の定着性」と呼ぶ） 職員のほうはですね、今で
すね、予算要求のほうでは、正職員を52名で
……。 （「定着状況」と呼ぶ者あり） あ、定着
状況。定着状況といいますと、割合とか。

○教育部次長（和久田敬史君） 基本的に学校
給食会に就職された方はですね、途中で辞めら
れたりとか、そういうことはございませんで、
逆に、正職員の方が定年を退職されたら、臨時
で採用された方が正職員を採用試験を目指すつ
ていうことで、もうその臨時職員のときから、
栄養、栄養士、――何だったか、調理師か、
の、調理師の免許を自分で自ら取られて、正職
員の道を目指されたりとかいう方が多くてです
ね、非常に熱心な方が多うございますね。途中
で辞めたりとか、何年、すぐ辞めたりとかいう
ような方はあんまりいらっしゃらない状況でご
ざいます。

○委員（百田 隆君） 定着性はいいという
わけですね。そうですか。

そして、この給与体系ですけれども、これ
は、本市の給与体系との比較なんですね。次長
からちょっとお答えしてもらえますか。

○教育部次長（和久田敬史君） 市の職員と比
べましてはもうそれは全然ちょっと違うんです
けど、私どもの市の給与でありますと現業職よ
り少し給与が低い水準の給与表をつくってらっ
しゃるような状況でございます。ですから、昨
今、このところずっと景気がよくて、非常に時
給の周りの、何ていいますか、求職率も高くて
ですね、1倍を超えるような状況のときには、
なかなか希望される方がいらっしゃらないとい

うような状況だったんですが、最近はまだ、希
望されて、この来年の応募のときにはかなり応
募者がいらっしゃったような状況ではございま
す。

○委員（百田 隆君） 給与をですね、もう少
しまだ上げるという考えはありませんか。 （笑
声）

○教育部次長（和久田敬史君） 学校給食会の
運営は、市からの補助金でその職員の人件費を
賄っているような状況でございますので、基
本、何ていいますか、なかなか上げたりとかい
うことが非常に難しゅうございますもんですか
ら、毎年若干ずつ上がっていきますけど、大幅
に上げるというのは、今、今の現状で難しい状
況なのかなと思っております。

○委員（百田 隆君） その補助金を上げたら
給与体系ももう少し上がってくるというふう
に考えられるわけですが、やはり現況で一
生懸命働いていらっしゃる方がいっぱい、給食
会にいらっしゃるわけですから、やはり児童の
ですね、昼食、これはもう学校教育上、心身の
発達のためにもですね、非常に重要な役割を果
たしてると思っています。だから、その辺りもです
ね、もし給与体系を上げて、ならまた働く人も
やりがいがあるんじゃないかなというふう
に思っておりますので、まあこれは希望ですが、
そういうことでよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（西濱和博君） 御意見としてでよろ
しいですね。

○委員（百田 隆君） はい、はい、意見とし
て、はい。

○教育政策課長（松川由美君） 委員長、すみ
ません。

○委員長（西濱和博君） 何か特に、答弁の追
加が必要なことございますでしょうか。

○教育政策課長（松川由美君） はい。今回の
予算につきましては、期末・勤勉手当を追加す

ることで、昨年まではなかったんですけども今回追加するようにいたしました。それと、釜、釜長さんですね、釜長さんにも手当を支給するってような、本俸自体は変わらないんですけども、そういう手当関係をちょっと充実させていただいております。

以上です。（委員百田隆君「はい、はい」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

○委員（古嶋津義君） 114ページ、給食費、アレルギー対応食提供事業か。今、昔と違って卵とか牛乳だけじゃなく今ひどい人は米も、アレルギーがあるというふうに聞いたりします。そういう対応については、その個人が食材を買ってくるんですかね。学校で用意するんですか。

○教育政策課長（松川由美君） 教育政策課でございます。

アレルギー対応でございますけれども、対応の段階が5段階に今分かれております。学校単独校だったりとかですね、給食センターごとで対応が変わっておりまして、場合によっては違う代替物で、を材料に使って使用する場合とか、あと、例えばムースが食べれないっていったらゼリーに変えたりとかですね、おそばが駄目だったらうどんにするとか、そういうふうに品物を変えて対応する場合がありますし、もうだし自体から駄目とかいう子供さんの場合には、もう最悪の場合はお弁当を持参いただくというふうなして、段階ごとにお願いを、対応してるところでございます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 私のその知ったところの、公立の保育園なんですけど、そこの子供さんはですね、先ほども申し上げましたお米が、ほかのところから買って、まあ無農薬だろうと思いたすがね、それでないと対応ができないと

いうことで何か個人で、親御さんが自分で、食材を持ち込まれているようですが、これからはそういうやっぱ、ことが多くなるのかなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） くだらしかごたつですばってんが、金、教育には金ばかけください。（笑声）せんのかいですたい、金かければよかつちゅうもんじゃなかかもしれんとですばってんが、金をかけんどうってから学力レベルがどうのこうのっていう話でもなかつですけんが。そして金がなからんばですね、情熱を持って教育に当たるとか、そういう話もしていただきたい。そういう気持ちを持ってですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。私は氷川中学校の組合議員ばしよつとですが、隣の氷川町の教育長さんは、まだ目の色違いますもん。氷川中学校の生徒はしっかり教育していきますけんって言わすとですけん、もうしっかり。その辺の気概も持ってですね。

そすつと、八代に帰ってくるとかそういうふうなあれ、感じにもつながりますけん、後の後々ですね、八代市のためにもなりますけんが、その辺の教育費の確保ってのはしっかりしていただきたいと、もうくだらしかうて付け加えたいと思いたす。

そしてまた、百田委員の話も私も伺っております。知人がそっち行って、現場で何人も熱中症で倒れたりですたい、何か出れば検便を試みたりと、大変らしいです。そつで、過去病気が出た人じゃいかんけんが、その辺の見直しはですね、やっぱりしていかなといかんとという

ふうに思いますので、どうぞしっかり申し送りもしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決をいたします。

議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後2時13分 小会）

（午後2時19分 本会）

◎議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○教育部次長（和久田敬史君） 議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号について、着座にて説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○教育部次長（和久田敬史君） 歳出第9款・教育費に、588万5000円を追加し、補正後の額を41億5519万8000円とするものでございます。

歳出の具体的な内容について説明をさせていただきます。（「ページよかですかね」と呼ぶ者あり）ページは21ページですかね。よろし

ゅうございますか。

○委員長（西濱和博君） いいですよ。

○教育部次長（和久田敬史君） 下段の、第9款・教育費、項1・教育総務費、目5・学校保健費に、新型コロナ対策事業として、備品購入費に588万5000円を計上いたしております。

なお、特定財源として、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を全額充てる予定でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、八代市立学校、幼稚園の全ての普通教室にCO₂モニターを設置し、教室内のCO₂濃度を常時測定することによって、確実な換気と空調管理を行うものでございます。昨年12月に本市内の学校におきまして新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したため、それ以降、感染リスクを回避するための対策の検討を行ってきたところでございます。また、先月2月に実施をいたしました八代市学校保健事業連絡会におきまして、学校薬剤士会のほうから、感染症対策として各教室へCO₂モニターを設置することにより、数値的な根拠に基づく適切な教室内の換気と、清掃の重要性について説明がなされたところでございます。こうしたことから、子供たちの安全・安心の確保、それから新型コロナウイルス感染症への感染リスクを軽減するための対策として、今回、令和3年度当初予算に追加提案をすることとしたものでございます。CO₂モニターは、温度・湿度、それからCO₂の濃度を測定することができるようになっているものでございます。学校の環境衛生管理マニュアルの中では、学校の教室内のCO₂濃度を1500ppm以内に抑えるようにというふうになっております。そのため、このモニターの計測数値が1500ppmを超えますと、換気を促すブザーが鳴る仕組みになっております。また、温度・湿度も併せて常時確

認ができますことから、教室内の空調管理が年間を通じて適切に管理できるようになるというふうを考えております。

以上が教育部が提案いたしております補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） これ、全教室つけなつとですか。この金額で足ってすんなら、この金額で足ったろかと思ったもんですけん、ちょっとお尋ねしてです。

○教育部次長（和久田敬史君） 見積り参考までに取った、——機械自体は、これ大きさ的には、これぐらいの感じの機械でございます。見積りを徴収いたしましたときには1台あたりは1万円ちょっとぐらいの金額ということで、大体500台ぐらいを予定いたしてるところでございます。（委員亀田英雄君「分かりました。なら足るかもしれんですね」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員（古嶋津義君） 次長の答弁では普通教室って言いなはったもんだけん、特別教室はなかつたですか。

○教育部次長（和久田敬史君） 特別教室に関しましては、基本的にそこのクラスがその教室を使うときには、そこのクラスにあるやつを持っていくというような形で、これは充電式になっておりますのでそのまま持って移動することができますようになっておりますので、特別教室にも持ち運びができるようになっております。

（委員古嶋津義君「了解しました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決をいたします。

議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。（「ありがとうございました。お世話になりました」と呼ぶ者あり）

（午後2時24分 小会）

（午後2時26分 本会）

◎議案第6号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、議案第6号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、令和3年度、健康福祉部が所管します特別会計関係予算に関しまして、部長総括を申し上げたいと思います。

失礼して、着座をさせていただきます。

○委員長（西濱和博君） はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

まず、国民健康保険特別会計です。本市の国保事業は、平成27年度以降赤字が継続していましたが、国保の都道府県化に伴う税率改定などにより、実質的な単年度収支では黒字を確保することができ、累積赤字額は年々減少しております。今後も、県が示す標準保険料率を参

考に、適正課税による収入の安定確保を図るとともに、適正な資格管理や収納対策を行ってまいります。また、医療費の適正化を図るため、特定健診、特定保健指導による生活習慣病等の発症予防・重症化予防に重点的に取り組み、さらには、保険者努力支援制度による調整交付金の増額を図るなど、国保事業の安定運営に向け総合的に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。後期高齢者医療の被保険者数につきましては、ここ数年大きく増加はしておりませんが、2025年には、団塊の世代が全て後期高齢者医療の対象となるため、医療費の急増が見込まれています。本市といたしましては、被保険者の健康保持増進事業に力を入れて取り組み、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険特別会計です。今年度策定をいたしました、令和3年度から3年間を計画期間とします、八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づきまして、高齢者の自立支援、認知症対策や介護サービス提供体制の充実を図り、医療と介護が連携することで、地域包括ケアシステムをさらに推進し、計画の理念であります、地域の支え合いにより安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、診療所特別会計です。人口減少により、過疎化・高齢化が進む五家荘地区をはじめとする泉地区におきましては、医療・福祉の社会的資源が非常に少なく、身近な場所で医療サービスが受けられる診療所の存在は非常に重要でございます。今後、医師や医療スタッフの確保がますます困難になることも予想されますが、県と連携して、引き続き地域住民に安定した医療を提供できるように努めてまいります。

以上で令和3年度特別会計関係予算の部長総括を終わります。

それでは、議案第6号・令和3年度八代市国

民健康保険特別会計予算につきまして、西田国保ねんきん課長から説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただいてよろしいですか。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 別冊の、令和3年度八代市特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第6号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ169億2845万6000円といたしております。

第2条では、債務負担行為の設定を行っております。

内容は8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の表でございますが、事項は国民健康保険税納税通知書作成等業務委託で、これは、令和4年度の納税通知書の印刷・封入・封緘等の業務委託について、令和3年度中に業者の選定・契約を行う必要がありますので、令和3年度から4年度までの2か年間で、限度額715万7000円を設定しております。なお、令和3年度は予算の執行はございません。

次に、11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入・歳出それぞれの合計額が、前年度当初予算と比較しまして、5億3505万2000円の減となっております。予算総額が減少した主な要因は、医療費から被保険者の窓口負担分を除いた保険者の負担分である、保険給付費が減額になったこと、及び、県へ納付する国民健康保険事業費納付金等が減額になったことによる

ものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

すみませんが、16ページをお願いいたします。

款1・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費及び目2・連合会負担金に、合計2億225万8000円を計上しております。

その主な内訳は、被保険者証の発行などの事務経費及び職員給与経費のほか、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金などでございます。

その主な財源は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、下の表を御覧ください。

項2・運営協議会費、目1・運営協議会費に、合計38万1000円を計上しております。

本協議会は法律で設置が義務づけられており、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議していただくもので、予算額はその委員報酬などでございます。

その財源は、全て一般会計からの繰入金でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

款2・保険給付費でございます。

項1・療養諸費に、合計103億9390万6000円を計上しております。

これは、被保険者が医療機関等を受診された際の窓口負担分を除いた保険給付費や、国保連合会による診療報酬明細書の審査や支払いに係る手数料などでございます。前年度に比べて、4億603万4000円の減となっておりますが、減少となった主な要因は、被保険者数の減少に伴う医療費の減でございます。

主な財源は、県支出金でございます。

その下の表、項2・高額療養費をお願いいたします。合計が次の18ページの表にあります。

16億5086万4000円を計上しております。

高額療養費は、1月の医療機関での窓口負担分が、世帯の状況や所得に応じて設定された負担限度額を超えた場合に支給されるものでございます。また、高額介護合算療養費は、介護保険も利用されている被保険者に対し、1年間の医療分と介護分を合わせた額が、負担限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

その財源は、全て県支出金でございます。

18ページの、一番下の表をお願いいたします。

項4・出産育児諸費に、合計5042万6000円を計上しております。

出産育児諸費の目1・出産育児一時金は、被保険者が出産をされたときに、子供1人につき40万4000円または42万円を支給するものでございます。

財源の3分の2は、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、19ページをお願いします。

項5・葬祭諸費、目1・葬祭費に、432万円を計上しております。

葬祭費は、被保険者がお亡くなりになった場合に、葬儀を行った方に対して1件当たり一律2万円を支給するものでございます。

次に、中ほどの表、項6・傷病手当諸費、目1・傷病手当金に、200万円を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染が疑われる人で、4日以上労務に服することができなくなった期間に、給与の支払いを受けることができない被用者に対して、傷病手当金を支給するものでございます。

財源は、全て県支出金でございます。

次に、一番下の表でございますが、款3・国民健康保険事業費納付金、項1・医療給付費分に、合計31億5895万7000円を計上し

ております。

次に、20ページをお願いいたします。

上の段の表でございますが、項2・後期高齢者支援金等分に、合計8億9703万3000円を計上しております。

これは、後期高齢者医療を支える現役世代からの支援金に当たるもので、他の社会保険、共済組合と同様、国保として負担するものでございます。

その下の表が、項3・介護納付金分で、3億8405万6000円を計上しております。

これは、国保被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者に当たる40歳以上65歳未満の方に賦課される介護保険料でございます。

この3つの納付金の合計額は、44億4004万6000円でございますが、これは、県が県全体の保険給付費を推計し、各市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準などに応じて案分して決定したものでございますが、前年度と比べて1億1521万1000円の減となっております。減額となった主な要因としましては、被保険者の減少に伴う医療費の減少によるものでございます。なお、県が決定した納付金を納めれば、各市町村の国保の医療費は、普通交付金として全額県から交付されることとなっております。

財源は、市が徴取した国保税のほか、保険税軽減分を補填した公費などでございます。

次に、その下の表、款4・共同事業拠出金、項1・共同事業拠出金、目1・その他の共同拠出金に、80万4000円を計上しております。

これは、国保連合会が行う広報事業に要する経費に対する、県内市町村の拠出金でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

款5・保健事業費、項1・保健事業費、目

1・疾病予防費に、5866万7000円を計上しております。

内訳は、説明欄にあります医療費適正化事業のうち、国保ねんきん課の546万5000円は、ジェネリック医薬品の普及促進のための希望シールの配付や、差額通知に係る経費及びレセプト点検の委託に係る経費でございます。また、健康推進課の1105万8000円は、糖尿病性腎症重症化予防や特定健診未受診者への受診勧奨等に関する保健事業に係る経費でございます。その下の、国保保健指導事業の276万1000円は、医療機関を重複して、あるいは頻繁に受診しておられる被保険者を対象に、保健師が個別に訪問し、日常生活指導や適正受診に関する指導を行う経費でございます。また、その次の疾病予防費3938万3000円は、人間ドック、脳ドック及びはり・きゅう、マッサージに対する助成事業に係る経費でございます。

続きまして、その下の表をお願いいたします。

項2・特定健康診査等事業費、目1・特定健康診査等事業費に、9897万4000円を計上しております。

主な内訳は、特定健診や特定保健指導の委託に要する経費でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

下の表、款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金に、合計1480万9000円を計上しております。

これは、死亡、転出、社会保険への加入など、国保の資格喪失に伴う保険税の還付金及び還付加算金でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして12ページをお願いいたします。

款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税で、合計が次の13ページの上の段の表の計にありますが、30億7011万2000円を計上しております。前年度当初予算と比較して、1億2331万8000円減少しております。減少した要因は、主に被保険者数の減少によるものでございます。

○委員長（西濱和博君） 恐れ入ります、西田課長さん、説明の途中でございますが、委員の皆様も耳を傾けていただきたいと思います。

説明の途中ではございますが、本日は、多くの方々が犠牲となられました、東日本大震災の発生から10年を迎えます。震災により犠牲となられました全ての皆様方に対する哀悼の意を表し、後ほどの庁内放送に合わせて黙禱を捧げたいと思いますので、しばらくそのままの状態でお待ちいただきたいと思います。

間もなく庁内放送が流れますので、皆様、恐れ入りますが、庁内放送に合わせて黙禱の御協力方よろしくお願いいたします。

御起立をお願いします。

（黙禱）

○委員長（西濱和博君） 御着席ください。

御協力ありがとうございました。

それでは、審査を継続いたします。

議案説明の途中でありましたので、これより議案説明引き続きお願いいたします。西田課長、お願いいたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） それでは、すみません、13ページのところでございました。

国民健康保険税の前年度比較、予算の比較でございました。1億2331万8000円減少しております。減少した要因は、主に被保険者数の減少によるものでございます。

なお、国保税は県への納付金の主要な財源となりますが、令和3年度もこの納付金を納めるために必要な税収を確保することができる見込

みでございます。

13ページ中段の表をお願いいたします。

款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料に、300万円を計上しております。

これは、保険税の滞納世帯に対する督促手数料でございます。

その下の表、款3・県支出金、項1・県負担金・補助金、目1・保険給付費等交付金に、123億4362万9000円を計上しております。

内訳は、節1・普通交付金が120億1296万6000円で、これは、本市国保の医療費等に係る保険給付費の全額を県が負担する分でございます。節2・特別交付金3億3066万3000円は、特定健診受診率の向上や糖尿病等重症化予防対策、収納率向上などに努力した保険者に、保険者インセンティブ強化として、成果に応じた財政支援がなされる保険者努力支援制度に係る交付金のほか、結核や精神疾患に係る医療費が平均的な市町村に比べて多いなど、各市町村の特別な事情による国保財政の調整を図るために交付されるものなどでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で、14億9050万1000円を計上しております。

内訳は、節1・職員給与経費等繰入金1億980万6000円のほか、節2・出産育児繰入金3360万円は、出産育児一時金の3分の2を市の負担分として一般会計から繰り入れるものでございます。また、節3・保険基盤安定繰入金9億9961万1000円は、低所得者に対する保険税の軽減分などを国・県・市の公費で補填する分を繰り入れるものでございます。節4・財政安定化支援事業繰入金2億51

94万8000円は、低所得者や高齢者が多い場合など、国保財政を安定させるために繰り入れるものでございます。節5・その他一般会計繰入金553万6000円は、本市のこども医療助成事業分に係る国保の国庫負担金削減の影響に伴う補填分として、基準外の繰入れを行うものでございます。

その次の表、款5・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料に、合計で800万1000円を計上しております。

これは、保険税の滞納分に係る延滞金でございます。

15ページをお願いいたします。

中ほどの表、款5・諸収入、項3・雑入に、合計で1321万2000円を計上しております。

内訳は、交通事故等に係る第三者納付金などでございます。

以上が歳入の御説明でございます。

以上で議案第6号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 21ページ、疾病予防費の中の、はり・きゅう、マッサージ助成の対象者、ここの対象者ですが、どれくらいいらっしゃいますか。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 令和元年度の実績でございますが、人数としては1246人が利用されております。

○委員（古嶋津義君） 国保の全体の数は分かりますでしょうか。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 少しお待ちください。

○国保ねんきん課主幹兼保険税係長（西村裕昭君） 令和元年度の被保険者数でございます

が、3万3436名、年度平均であります。

以上です。（委員古嶋津義君「はい、了解しました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、引き続き西田国保ねんきん課長より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

座って説明をさせていただいてもいいでしょ

うか。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 令和3年度八代市特別会計予算書の37ページをお願いいたします。

議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7903万6000円といたしております。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出それぞれの合計額は、前年度当初予算と比較しまして、1693万円の減となっております。

それでは、まず歳出を御説明いたします。

恐れ入りますが、47ページをお願いいたします。

上の段の表、款1・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費に、6233万6000円を計上しております。

その主な内訳は、熊本県後期高齢者医療広域連合に派遣している2名を含む職員7名分の人件費のほか、被保険者証の交付に係る事務費などでございます。

その財源は、全額一般会計からの繰入金でございます。

次に、その下の表、項2・徴収費、目1・徴収費に、793万5000円を計上しております。

これは保険料の徴収事務に要する経費で、主に会計年度任用職員の報酬や保険料の納付書、封筒などの印刷製本費及び郵便料でございます。

その財源は、全額一般会計からの繰入金でございます。

48ページをお願いいたします。

上の段の表、款2・後期高齢者医療広域連合

納付金、項1・後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

目1・被保険者保険料納付金に、13億2493万3000円を計上しております。

これは、被保険者から納付された保険料を広域連合に納付するものでございます。前年度当初予算と比較して、2469万円の減となっております。

次に、目2・保険基盤安定分担金に、5億4505万9000円を計上しております。

これは、低所得者に対する保険料の軽減分を公費で補填するもので、その4分の3を県が、4分の1を市がそれぞれ負担しております。なお、ここに計上した金額は、県の負担分も含まれたものでございます。前年度当初予算と比較して、378万8000円の増となります。

続きまして、その下の表を御覧ください。款3・保健事業費、項1・健康保持増進事業費、目1・健康保持増進事業費に、3499万5000円を計上しております。

説明欄の内訳のうち、国保ねんきん課分1150万6000円は、はり・きゅう等助成事業や、広域連合の補助金を活用した保健師等の個別訪問による健康相談事業でございます。また、健康推進課分2348万9000円は、法律の規定による広域連合からの委託事業として実施する、高齢者健診や歯科口腔健診に要する経費でございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

款4・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金に、合計277万8000円を計上しております。

これは、被保険者の死亡や県外転出等による保険料の還付金及び還付加算金でございます。本市で一旦支払い、その後、広域連合に全額請求する仕組みとなっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして44ページをお願いいたします。

上の段の表、款1・後期高齢者医療保険料、項1・後期高齢者医療保険料に、合計13億2493万2000円を計上しております。

保険料は市で収納した後、全額を歳出で、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出しております。

1つ飛びまして、一番下の表、款3・広域連合支出金、項1・広域連合補助金、目1・保健事業費補助金に、261万円を計上しております。

これは、保健師等の個別訪問による健康相談事業に要する経費に対する、広域連合の補助金で、10分の10の補助率でございます。

45ページをお願いいたします。

上の段の表、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金7710万3000円は、歳出にありました職員給与経費などの財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。

目2・保険基盤安定繰入金5億4505万9000円は、広域連合に納付する低所得者に対する保険料の軽減補填分として、市と県が負担する公費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

46ページをお願いいたします。

上の段の表、款6・諸収入、項2・償還金及び還付加算金に、合計277万8000円を計上しております。

これは、保険料の過誤納に伴い支出する還付金及び還付加算金に対して、広域連合から支払われるものでございます。

最後に、一番下の表、款6・諸収入、項4・受託事業収入、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入に、2537万3000円を計上しております。

これは、広域連合の委託を受けて健康推進課が実施いたします、高齢者健診や歯科口腔健診に対する受託事業収入でございます。

以上が歳入の御説明でございます。

以上で議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 48ページの、被保険者保険料納付金が2400万以上減つとつとですよ。（国保ねんきん課長西田裕一君「はい」と呼ぶ）これ多分、保険者の人数が少なくなつたんだろうと思うのですが、その原因をお知らせいただきたいのと、その数、どれだけ減、——今年は何のくらい対象者がおんなつたか、それと、1人当たり幾らぐらいの医療費になつとかなというともお知らせいただければと思います。分かる範囲でいいです。医療費が分かつとるんなら。

○国保ねんきん課主幹兼後期高齢者医療係長（園川純大君） 国保ねんきん課、園川でございます。よろしく申し上げます。

まず、保険料納付金の減少の要因でございますが、保険料納付金の算定自体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が行っております。その際に、昨年度と比較しまして、前年度の見込みよりも225人減少と見込んで算定をしております。（委員亀田英雄君「225人減少」と呼ぶ）はい。さらにですね、所得の伸び率を0.96と減少で見込んでおりますことから、保険料納付金が減額となっております。

後期高齢者医療の被保険者数でございますが、令和3年1月現在で2万2571名でございます。（委員亀田英雄君「2万2571名ですか」と呼ぶ）はい。（委員古嶋津義君「2万2000」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） もう一度よろしいでしょうか、人数。

○国保ねんきん課主幹兼後期高齢者医療係長（園川純大君） 2万2571名でございます。

○委員長（西濱和博君） 復唱しますが、2万2571人でよろしかったでしょうか。

○国保ねんきん課主幹兼後期高齢者医療係長（園川純大君） はい。

○委員長（西濱和博君） じゃあ、次の3番目の御答弁をお願いします。

○国保ねんきん課主幹兼後期高齢者医療係長（園川純大君） はい。後期高齢者医療の医療費でございますが、1人当たりの医療費は、令和元年度で104万1921円でございます。

（委員亀田英雄君「104万」と呼ぶ）104万1921円です。（委員亀田英雄君「これ1年分ですよ」と呼ぶ）医療費全てです、はい。（委員亀田英雄君「これ、1人当たりですね」と呼ぶ）はい。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑。

○委員（古嶋津義君） さっきと同じですが、はり・きゅうと、何か、マッサージ、その対象者と、ああ、対象者はさっき言うたけん同じか。（「同じですね、はい」と呼ぶ者あり）今、それで利用者。対象者は2万2571人でよかつすな。

○委員長（西濱和博君） 今の、どなた。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 後期高齢者のはり・きゅう利用助成で、令和元年度の実績でございますが、1162名、1162人でございます。（委員古嶋津義君「利用者がですね」と呼ぶ）はい。あくまでこれは令和元年度

でございますので、被保険者数でございますが、令和元年——令和2年の1月でございますが、被保険者数の数は2万2848人が被保険者数でございます。（委員古嶋津義君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 1人当たりの数字もです、ね、聞いて、ふだん見過ごす数字なんですけどびっくりしました。なるだけいろんな事業と組み合わせて、医療費の抑制っていいですか、そやんとを努力していただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後3時08分 小会）

（午後3時09分 本会）

◎議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻

します。

次に、議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算を議題として、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算につきまして、山内長寿支援課長より説明をいたします。御審議のほうよろしく願います。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長寿支援課の山内でございます。よろしく願います。

座りましての説明をお許してください。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算について説明いたします。

八代市特別会計予算書の61ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、146億8137万1000円と定めております。

次に、63ページをお願いいたします。

下のほうに表がございます。第2表の債務負担行為におきまして、地方自治法第214条の規定によりまして債務負担行為を定めております。内容は、介護認定支援システムリース経費（坂本支所追加分）といたしまして、令和4年度から5年度まで2年間の限度額といたしまして、35万円といたしております。

次に、65ページをお願いいたします。

介護保険特別会計予算に関する説明書でございます。これより歳入歳出の内容について御説明させていただきます。

67ページをお願いいたします。

1、総括でございます。歳入歳出それぞれ、前年比2億978万9000円の増額となって

おります。これは、下の表の歳出の第2款・保険給付費の増が主な要因となっております。

それでは先に、歳出のほうから説明させていただきます。

ページ飛びまして、75ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。表の列の中ほどに、本年度予算額の財源内訳の欄がございますが、この内訳の左側から3番目にあります繰入金とは、一般会計からの繰入金となります。また、その隣の事業収入は、第1号被保険者の保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、支払基金交付金などがございます。

それでは、歳出の主なものについて説明させていただきます。

まず、款の1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に、2億3063万1000円を計上いたしております。

内容は、一般職32名分の人件費2億2275万7000円のほか、国の介護保険制度見直しに伴いますシステム改修費277万2000円などがございます。

下の表の、項の2・徴収費、目1・賦課徴収費には、822万4000円を計上いたしております。

内訳は、保険料の賦課及び徴収に関する経費で、主なものは、納付書等の郵便料及び手数料511万8000円などになります。

次のページ、76ページをお願いいたします。

項の3・介護認定費、目1・介護認定審査会費に、2323万7000円を計上いたしております。

これは、要介護認定の申請を9550件と見込みまして、これに伴います介護認定審査会を年間280回開催する経費といたしまして、委員の報酬が主なものとなっております。

次に、その下の目2・認定調査費に係る1億

1539万6000円につきましては、これは介護認定の調査に係る経費で、認定調査員の報酬や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会の資料の作成費用及び郵送費用などが主なものとなっております。

ここまですが款1・総務費の説明になりますが、1款の総務費につきましては、財源の大部分が、財源内訳の大部分が、一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、77ページをお願いいたします。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費に、126億9400万円を計上しております。これ、この目で、歳出予算総額の約86%を占めております。

内容は、要介護1から5までの認定を受けられた方の、介護サービス費に対する保険給付費でございます。

次に、目の2・介護予防サービス給付費に、2億9650万円を計上いたしております。

内容は、要支援1、要支援2の認定を受けられた方の、介護予防サービスに対する保険給付になります。

次に、目の3・高額介護サービス費に、2億8800万円を計上いたしております。

内容は、介護サービスを利用された月の自己負担額が一定の金額を超えた場合に、超過した分を利用した被保険者に対して返還するものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

表の中ほどとなります、目8・特定入所者介護サービス費に、4億4900万円を計上いたしております。

これは、施設に入所していらっしゃる低所得者の方で、一定の要件を満たされる場合、居住費と食費について所得に応じて自己負担の限度額が設けられておまして、その限度額を超えた分を保険給付するものでございます。なお、

この場合、入所者は限度額のみをお支払いいただくこととなります。

ここまですが款2の保険給付費の説明となります。

保険給付費の財源内訳のうち、国庫支出金は54億8657万3000円となっており、このうちの国庫支出金の割合は、施設系サービスが15%、その他のサービスが20%となっております。また、県支出金は、施設系サービスが17.5%、その他のサービスが12.5%となっております。財源内訳のうち、繰入金19億6530万1000円は、給付費全体の12.5%が市の負担分となっておりますことから、一般会計から繰り入れるものです。繰入金の隣にあります、事業収入63億3652万6000円につきましては、第1号被保険者の保険料と、第2号被保険者の保険料に相当する支払基金交付金となります。

次に、79ページをお願いいたします。

款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目1・介護予防・生活支援サービス事業費に、2億8164万6000円を計上いたしております。

これは、国が一律に基準と報酬を定めております保険給付とは異なりまして、市町村が地域の実情に応じ、介護予防や日常生活支援に係る多様なサービスを提供する事業となります。主な経費は、要支援1、2の認定を受けられた方が利用する訪問型サービス、通所型サービスのほか、要介護認定を省略し利用が可能な介護予防・生活支援サービスなどに要する経費となっております。

次に、目2・一般介護予防事業費に、3827万5000円を計上いたしております。これは、全ての高齢者の方を対象に、できる限り健康な状態を維持できるようにすることを目的とした事業となります。やつしろ元気体操教室やいきいきサロンなどの開催に係る委託料や、補

助金が主な歳出となっております。

この介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳でございますが、国県支出金の1億4613万5000円は、事業費の25%を国が負担、12.5%を県が負担することとなっております。また、繰入金金の3921万5000円は、事業費の12.5%を市が負担することから、一般会計からの繰入金となっております。その隣の事業収入の1億3457万1000円は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料に相当する支払基金交付金となります。

次に、80ページをお願いいたします。

項の2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費に、1億6120万円を計上いたしております。

これは、市内6か所に設置しております地域包括支援センターの運営委託事業費や、地域における助け合いや生活支援体制の整備を推進するための事業費となっております。

その下の段、目2・任意事業費に、2999万6000円を計上いたしております。

この事業の主なものには、緊急通報装置を利用した安心相談確保事業や、配食サービスを行う食の自立支援事業などの生活支援事業がございます。

この包括的支援事業、任意事業の財源内訳につきましては、国県支出金1億1017万5000円は、事業費の38.5%を国が、19.25%を県が負担することから、その合計額となっております。また、繰入金金の3672万5000円は、事業費の19.25%を市が負担するための一般会計からの繰入金となります。また、事業収入の4429万6000円は、第1号被保険者の保険料となります。

次に、81ページをお願いいたします。

款4・基金積立金、項1・基金積立金といたしまして、201万6000円を計上いたして

おります。

これは、介護給付費準備基金の定期預金利子を積み立てるものとなります。

款の5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金といたしまして、235万円を計上いたしております。

内訳は、第1号被保険者から徴収いたしました、過年度分の保険料の還付金の支出に充てるものでございます。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

ページ少し戻りまして、68ページをお願いいたします。

2、歳入についてでございます。

その主なものを御説明させていただきます。

まず、款の1・保険料、項の1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料に、27億1150万円を見込んでおります。なお、令和3年度～令和5年度の第8期介護保険事業計画に基づきます介護保険料につきましては、第7期と同額の6500円を基準額として計上いたしております。

では、内訳といたしまして、節1・現年度分特別徴収保険料24億7977万円は、年金から天引きされるものでございます。節の2・現年度分普通徴収保険料2億1884万6000円は、納付書や口座振替にて納付していただくものとなります。節3・滞納繰越分保険料1288万4000円は、主に過去2年分の滞納分でございます。

次の69ページをお願いいたします。

2つ目の表となります。款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金の、合計額38億581万8000円は、先ほど歳出の財源内訳で御説明いたしました。全国の医療保険者から徴収いたしました40歳以上65歳未満の方の第2号被保険者の保険料を、社会保険診療報酬

支払基金に一旦集めまして、その後、法の定めに基づきまして各介護保険の保険者に交付するものとなります。

次に、目1・介護給付費交付金37億2111万3000円は、歳出の保険給付費の27%となっており、目2・地域支援事業支援交付金8470万5000円は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業の27%となっております。

下の表の、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金25億3298万円は、歳出の保険給付費のうち、施設系サービスに15%、その他のサービスに20%を、法の定めに基づきまして国が負担するものでございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

項の2・国庫補助金、目1・調整交付金10億2314万2000円は、歳出の保険給付費の7.54%、地域支援事業費の5%に当たります。

これは、市町村の努力では対応できない第1号被保険者の保険料の格差を是正するために、国から交付される交付金でございます。

その下、目の2及び目の3・地域支援事業交付金6274万4000円と7345万円は、地域支援事業に必要な経費のうち、法の定めに基づきまして国が負担するものでございます。

次に、その下の表、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金19億4613万7000円は、歳出の保険給付費のうち、施設系サービスに17.5%、その他のサービスに12.5%を、法の定めにより県が負担するものでございます。

71ページをお願いいたします。

項の2・県補助金、目1及び目2・地域支援事業交付金3921万5000円と3672万5000円は、地域支援事業に必要な経費のう

ち、法の定めにより県が負担するものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

款の8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金24億1601万2000円は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費に対する、法の定めに基づく市の負担分のほか、低所得者の保険料軽減に要する経費や職員給与費などでございます。

以上が歳入の説明となります。

以上で議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 保険給付費が増えたうちゆう話だったですね。その理由、人数の面か単価の面かあつとでしようけど、その理由をお知らせください。そすと、あと人数、対象者の人数ですね。そのひんも分かる範囲でお願いします。

○長寿支援課長補佐兼介護給付係長（石本 淳君） 長寿支援課の石本でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、介護給付費が増えた要因というところで、お答えいたします。

介護給付費につきまして、増えた要因についてというところでございますけれども、令和2年度と令和3年度で増した部分についての見込みというところで、令和2年度につきまして、新型コロナウイルス感染症等の影響で利用控え等があった部分で、給付費が、令和2年度少なくなってる部分がございますけれども、令和3年度につきまして、その辺の影響について、実際その新型コロナウイルス感染症の影響がなかった場合の金額等も視野に入れて、計算をしたところでございまして、そういうところで給付費に

ついて、増を見込んでいるというところがございます。

対象者の人数につきましてですが、認定者数が、大体八代市の場合は八千数百人いらっしゃる中で、それぞれのサービスを受けていらっしゃる方が、居宅介護サービスを受けている方が4800人程度、施設サービスを受けておられる方が1150人程度いらっしゃるということで、こういった利用者の人数の増加、伸び等を見込みながら、給付費を計算した結果、令和3年度増加するというところで見込んだところがございます。

以上お答えでございます。

○委員（亀田英雄君） ちょっと何か意外な答えだったんですけど、コロナウイルスのことを勘案す、——どげん、どう勘案すればそうなるのかっていうのを、ちょっと分かりにくかったですけど、分かりますか。

○長寿支援課長（山内真奈美君） すみません、補足で。

今回の見込みのときには、担当の係長が申しましたように、2年度については利用控え等がありまして、一旦落ちた部分がございます。ですが来年度に向けては、もともと国においては、介護職員の方々の処遇改善のところで、給与等の見直しなどもあっておりますので、そういったところの処遇改善での部分の加算がベースのほうであっておりますのが1点と、あと、災害等、あとコロナあたりで、特別加算ということで、急遽、定員外で例えば引き受けるようなことも、災害等がありましたのであっております。そういったときについても、ちゃんとその、もともと定員が例えば60となっていて、1人、2人を定員外特別に受けていていいよというような特例措置もあっておりまして、それがまた引き続いておりますので、その分やはり加算がございます、伸びがございます。

それともう一つ、施設系の利用者のほうが増

えております。これはもう要因ははっきりしておりますして、令和2年度中に、グループホームのほうは1つと、地域密着型の特養のほうは1つ完成しておりますして、受入れが始まっております。ですので当初予算ベースでいきましても、伸びが、その部分の伸びというのもございます。

ですので、コロナの影響で一旦通所系は減っておりますけれども、施設入所系が伸びたと、施設の入所系が伸びているというふうに、理解していただければいいのではないかと思います。

以上です。（委員亀田英雄君「分かりました。何かびっくりですね。分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようです。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないので、これより採決いたします。

議案第8号・令和3年度八代市介護保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午後3時33分 小会）

（午後3時40分 本会）

◎議案第12号・令和3年度八代市診療所特別会計予算

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第12号・令和3年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第12号・令和3年度八代市診療所特別会計予算につきまして、野田健康福祉政策課長より説明をいたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 健康福祉政策課、野田でございます。よろしくお願ひいたします。

じゃあ座りまして説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） それでは、議案第12号・令和3年度八代市診療所特別会計予算について御説明いたします。

令和3年度八代市特別会計予算書、151ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算では、歳入歳出総額を、それぞれ7791万8000円といたしております。

内容につきましては、153ページ以降の診療所特別会計予算に関する説明書で御説明させていただきます。

まずは、歳出予算から御説明いたします。

159ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は、5568万8000円で、前年度比で180万円の増となっております。

右側の説明欄を御覧ください。椎原診療所医師1名の給与等で1736万8000円は、椎原地区にございます市立椎原診療所に常勤で勤務してる医師1名分の人件費が主なものでございます。椎原診療所一般管理事業1583万7000円は、この椎原診療所の運営に要します一般管理経費で、主なものは、会計年度任用職員3名分の報酬586万円、診療報酬請求事務

委託92万4000円、医療事務システム経費49万5000円などがございます。下岳診療所一般管理事業2006万2000円は、下岳地区にございます市立下岳診療所の運営に要します一般管理経費で、主なものは、八代郡医師会への診療業務委託1775万7000円や、医療事務システム経費49万5000円でございます。歯科診療所一般管理事業242万1000円は、柿迫地区にございます市立泉歯科診療所の運営に要します一般管理経費で、主なものは、八代歯科医師会への診療業務委託239万1000円でございます。

目2・研究研修費は、78万9000円で、前年度比で45万8000円の増となっております。

これは、椎原診療所に勤務する医師の研究・研修に係る経費でございまして、僻地の診療所に勤務する医師が、都市部に勤務する医師に比べて医療技術の向上に必要な研究や研修の機会が少なくなることを踏まえまして、研究・研修の機会を確保するものになります。増額の理由としましては、研修に診療所医師が参加する場合に診療所に代わりの医師を派遣してもらい、代診医派遣に係る費用を一般管理事業から組み替えたためでございます。

目3・医療費は、1982万9000円で、前年度比55万7000円の増となっております。

これは、各診療所での医療を提供する際に用います医薬品や医薬材料、血液検査や歯科技工の委託などに要します経費でございまして。医療費は、患者さんの症状や治療方針によって使用する医薬品等の違いがあり、年度間での増減がございます。内訳としましては、椎原診療所1139万4000円、下岳診療所825万円、歯科診療所18万5000円となっております。

次に、160ページを御覧ください。

款2・公債費、項1・公債費、目1・元金は、159万6000円で、前年度比15万1000円の増となっております。

これは、これまで医療機器の購入等で借り入れた起債の償還元金でございます。

目2・利子は、1万6000円で、前年度比9000円の減となっております。

これは起債の償還利子でございます。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。

お戻りいただきまして、156ページを御覧ください。

款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入は、2749万5000円で、前年度比49万円の増となっております。

これは医療保険から支払われます診療報酬で、椎原診療所で1400万円、下岳診療所で1340万円、歯科診療所で9万5000円を見込んでおります。

目2・一部負担金収入は、452万円でございます。

これは、医療費の個人負担分でございます。

目3・その他診療報酬は、81万円で、前年度比81万円の増となっております。

これは、前年度まで款2・使用料及び手数料で計上していたものを移管したもので、予防接種に係る費用になります。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・診療所使用料は、13万5000円でございます。

主なものは、下岳診療所の診療に従事する医師などが休憩所として使用しております、医師住宅の使用料13万2000円でございます。

項2・手数料、目1・診療所手数料は、44万円で、前年度比81万円の減となっております。減額となった理由としましては、予防接種に係る費用を款1・診療所事業収入に移管した

ことによるものです。

診断書の作成手数料や健康診断に係る手数料としまして、椎原診療所が34万円、下岳診療所が10万円を見込んでおります。

157ページを御覧ください。

款3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金は、1258万1000円で、前年度比119万2000円の増となっております。

節1・へき地診療所運営費補助金1219万9000円は、採算性が低い僻地診療所の運営費に対します補助金で、補助率は3分の2でございます。内訳は、椎原診療所が872万円、下岳診療所が177万円、歯科診療所が170万9000円となっております。節2・へき地患者輸送車運行支援事業補助金38万2000円は、椎原診療所で運行しております患者輸送車の運行経費に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金は、3148万3000円で、前年度比96万1000円の増となっております。

これは、各診療所の運営におきまして生じます収支不足分を、一般会計から繰り入れるもので、内訳としましては、椎原診療所が2048万4000円、下岳診療所が1020万7000円、歯科診療所が79万2000円となっております。

158ページをお願いします。

款5・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金は、1000円でございます。

款6・諸収入、項1・雑入、目1・雑入は、45万3000円で、前年度比31万4000円の増となっております。

節1・売上収入2万4000円は、椎原診療所に設置しております太陽光発電設備で発生します、余剰電力の売上収入でございます。節

2・雑入42万9000円の主なものは、長寿社会づくりソフト事業費交付金でございます。この交付金は、先ほど歳出予算で御説明しました、椎原診療所の医師が研究・研修を行う際の旅費等に対します、地域社会振興財団からの交付金でございます。

以上で令和3年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 159ページの、歳出の医療費ってのなんですけど、改めてなんですけど医療費とは、どういう意味合いのものかですね。そすつと、その右の、診療所ごとにしてあつとですが、その積算根拠をお知らせください。医療費はここで払うって意味か。

159ページです。

○委員長（西濱和博君） 挙手お願いします。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） この医療費につきましては、先ほども説明したんですけども、医療を提供する際に用います医療費――医薬品とか衛生材料とか医薬材料だとか、血液検査、歯科技工の委託に対する経費になってまいります。

○委員（亀田英雄君） あ、そうやったか。ごめん、ごめん。

じゃ、右の積算根拠。

○健康福祉政策課長（井戸晶子君） お世話になります。泉健康福祉地域事務所の井戸と申します。

委員、お尋ねの件につきましては、過去3年間におきましての人口の推移と、あと、実績等を勘案しまして、積算しているところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） その中身を。

○委員長（西濱和博君） 質問の趣旨は、その内訳、内容、積算根拠ということですかね。概要をお願いします、分かれば。

○健康福祉政策課長（井戸晶子君） お世話になります。

椎原診療所から申し上げますと、椎原診療所における医薬品の購入が1000万円、医薬材料費としましては、ガーゼとか注射器とかを購入するのが53万4000円、あと血液検査の委託料が50万円、あと備品購入関係で26万円となっております。

下岳診療所におきましては、医薬品が800万円、医薬材料費が10万円、血液検査等の委託料が10万円となっております。

続きまして、泉歯科診療所になります。泉歯科診療所で使います医薬品が1万円、医薬材料費が6万1000円、歯科技工料としての委託料が10万円を計上しているところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 御丁寧にありがとうございました。

十分なんですかね。今まで足りてますか。これで足りるものなのかなと思ひながら。

○健康福祉政策課長（井戸晶子君） 例年、医薬品等、不足がある診療所には流用したりとかしておりますけれども、予算額としては足りております。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（百田 隆君） 昨年も申し上げましたが、僻地医療として、なくてはならない診療所です。これからもですね、さらなる充実を求めています、診療所の、それを求めて頑張っていたらと思うので、よろしくお願ひします。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんでしょうか。（委員亀田英雄君「一緒に」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決をいたします。

議案第12号・令和3年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後3時54分 小会）

（午後3時55分 本会）

◎議案第19号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第19号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部より説明願ひします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第19号・専決処分の報告及びその承認について、令和2年度八代市一般会計補正予

算・第14号、第3款・民生費、第4款・衛生費につきまして、白川健康福祉部次長より説明いたします。御承認のほどよろしく願ひいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 健康福祉部、白川でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 議案第19号・専決処分の報告及びその承認について、議案書の13ページからの、令和2年度八代市一般会計補正予算書・第14号をお願ひいたします。

文教福祉委員会付託分について御説明をいたします。

なお、補正予算の主な内容は、新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ円滑な接種を実施するために、早急な対応を行う必要から、令和3年2月5日に専決処分を行ったものでございます。

まず、16ページをお願ひいたします。

○委員長（西濱和博君） 白川次長、ちょっとお待ちくださいませ。

委員の皆様、資料ですけれど3月定例会議案書の縦のつづりの、十五、六ページからになります。よろしいでしょうか。白川次長、願ひします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それではまず、16ページをお願ひいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項1・社会福祉費で、110万円を追加し、補正後の予算額は116億6418万8000円とし、民生費の総額は、1つ上になりますが、254億2326万2000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、補正額6億7000万円を追加し、補正後の予算額は25億5913万2000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、82億9542万8000円としております。なお、補正額の全額が健康福祉部所管分となっております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

上段の表の、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、補正額110万円を計上いたしております。

令和元年5月30日付で、社会福祉法人龍峯会に対して行った一時理事選任処分の取消しを求めて、本市に対して提起された訴訟について、令和2年12月14日付で、本件訴えを却下する判決が熊本地方裁判所から言い渡され、その後、相手方から期限内に控訴しなかったことから、本市が行った処分が適正であったことが認められました。これにより、社会福祉法人理事選任処分取消請求訴訟関係事業において、本市代理人弁護士に対し成功報酬を支払うために要する経費を補正したものでございます。

なお、特定財源はございません。

次に、下段の表の款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費で、補正額6億7000万円を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、ワクチン接種に必要な体制を整備し、住民に対して迅速かつ円滑な接種を実施するため、ワクチン接種に要する費用を補正したものでございます。支出のうち主なものでございますが、集団接種に係る派遣医師等の報償費1億3860万円、医療機関での個別接種によるワクチン接種業務等の委託料4億1841万6000円、集団接種のための会場使用料等4123万2000円などでございます。

なお、特定財源として、国庫支出金10分の10があります。

以上で議案第19号・専決処分の報告及びその承認についての説明とさせていただきます。御承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 接種事業については、おととい、太田議員のほうから一般質問がっております。一応その、担当部としては対策室、それからコールセンターも設置をされるということで、集団接種については八代トヨオカ地建アリーナを予定と、それと個別接種については、診療所等、そのほかの分はコミセンとか、医師会等と協議をしておりますということでありました。対象者が、16歳以上が10万5000人、65歳以上の高齢者が4万3000人ということでありました。券の配分も平等にやるということで、4月12日が975人分、4月19日も975人分、その次が26日が1950人分、八代保健所管内ということになります。

まあ少量ではあると思いますが、そこでお尋ねであります。まずその施設に入所をされる方が、65歳以上でまず優先されるのか。それと、接種券。接種券を、この前郵送されるということでありましたが、その中に問診票等は入っているのか。それと、対象者で接種を、副作用があるからといって接種を希望されない方への対応。その3点についてお尋ねをします。

○健康推進課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 健康推進課、森田でございます。よろしく願いいたします。

御質問のありました、高齢者施設等の入所者の接種順位でございますが、国のほうでは、高齢者の接種の後に接種することになっておりま

したが、熊本県では、高齢者施設等でクラスターが多く発生していることから、高齢者と一緒に順位を上げて接種をすることになっております。

また、接種券のほうの送付にございますけれども、接種券のほうには、予診票2回分を入れて送るように予定をしております。

また、希望されない接種者につきましては、ワクチンの国からの有効性、安全性あたりの情報につきまして、市民の方々にも正確な情報提供をすることで接種につなげたいと考えております。そういった情報を市民の皆様方に的確に、お知らせしたいと思っております。

○委員（古嶋津義君） 一番心配するのは、接種会場においてですね、問診票のその中のいろんなことを、お医者さん等にまた再度聞かれることがあるかと思いますが、その辺のところちょっと時間のロスがあるのかなというふうに思いますので、その辺のところをもう少しその作業がスムーズにいくようにですね、段取りをしていただければと思います。

○委員長（西濱和博君） 御意見でよろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終わります。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決をいたします。

議案第19号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後4時06分 小会）

（午後4時07分 本会）

◎議案第33号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第33号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第33号・八代市介護保険条例の一部改正につきまして、山内長寿支援課長より説明をいたします。御審議のほどよろしく願います。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課、山内でございます。よろしく願います。

座りましての説明をお許しください。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案書85ページをお願いいたします。

議案第33号・八代市介護保険条例の一部改正についてでございます。

内容の説明につきましては、お手元にお配りさせていただいております資料、右肩に令和3年3月11日文教福祉委員会議案第33号資料長寿支援課とあります、八代市介護保険条例の一部改正についてを基に説明させていただきます。御用意のほうお願いいたします。

それでは最初に、1、改正の趣旨及び内容でございます。今回の改正理由につきましては、2点ございます。

1点目でございますが、（1）にありますよ

うに、八代市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の事業期間に合わせて、第1号被保険者の介護保険料の賦課年度の改正を行うものでございます。

改正いたします内容は、第3条の保険料率のところの新旧対照表を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

条例の第3条の第1項中、改正前は、平成30年度から令和2年度とあったものを、改正後は、第8期の介護保険事業計画の期間でありませ、令和3年度から令和5年度で改めます。なお、第8期の介護保険料につきましては、第7期と同額となりますので、それ以降の所得別の9段階の保険料の額は変更ございません。

また、同じ条、第3条の第2項から第4項までの規定は、低所得者への保険料の軽減措置に関する定めとなっております。軽減措置の期間につきましても、第8期の介護保険計画の期間に改正するもので、改正前の令和2年度を、改正後に、令和3年度から令和5年度までの各年度に改めるものとなっております。なお、この軽減措置等につきましても、保険料等の額は変更ございません。

資料の2ページ目をお願いいたします。開けていただきまして、2ページ目をお願いいたします。

もう一つの改正理由の2点目でございます。市の介護保険条例に、新型コロナウイルス感染症に起因して一定の被害を受けられた方に対して行う減免の定めがございます。この減免の定めによりまして、介護保険条例附則第7条、第7条第1項第1号中に、新型コロナウイルス感染症とはということで、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定するものと定義づけしておりましたが、この引用しておりました法律において、該当します条項が削除されるという一部改正が行われました。そのため、今回具体的に、病原体がβコロナウ

イルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症と規定を改正するものでございます。

最後に、3番目、条例の施行日でございますが、令和3年の4月1日からといたしております。なお、（2）のほうの改正につきましては、一部改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法が既に施行されていますことを受けまして、本市条例も速やかに施行すると思いたしまして、公布の日から施行すると思いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議案第34号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第34

号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第34号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、山内長寿支援課長より説明をいたします。御審議のほどよろしくお願ひします。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課、山内でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

座りましての説明をお許しください。

○委員長（西濱和博君） はい。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案書の87ページとなります。87ページのほうお願ひいたします。

議案第34号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

こちらの内容の説明につきましては、先ほど同様に、お手元にお配りさせていただいております、資料右肩に令和3年3月11日文教福祉委員会議案資料とありますものの、3ページ目と4ページを用いて説明させていただきますので御用意いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○委員長（西濱和博君） どうぞ、続けてください。

○長寿支援課長（山内真奈美君） では初めに、1、改正の趣旨でございますが、国におきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正が行われましたことから、市の条例も省令に合わせて必要な改正を行うものでございます。

次に2、改正の概要ですが、居宅介護支援事業所管理者の要件に関する改正で、以下の2点について改正を行うものです。

1点目は、管理者の要件です。改正前は、居宅介護支援事業所管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされており、経過措置として、平成33年—令和3年の3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができるとしておりました。が、改正後は、主任介護支援専門員でなければならないとなりますが、ただし主任介護支援専門員の確保が、本人の死亡、長期療養や、山間地の事業所等で他の施設がない場合などにより著しく困難である場合は、介護支援専門員を管理者とすることができるの特例を設けることとなります。

次に改正の②、②点目、管理者要件の適用の猶予では、平成33年—令和3年の3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができるとしていたものを、令和3年3月31日において管理者が主任介護支援専門員でない者については、令和9年3月31日までの間は、引き続きその者を管理者とできると、管理者の配置期間の猶予を設ける改正を行うものでございます。

具体的な例を用いて説明させていただきますので、資料の4ページのほうお願ひいたします。

具体的な例の、改正前と改正後という形で掲載させていただきます。

まず初めに、図の上部のほう、改正前の現行の定めでございますと、令和2年度で旧経過措置というものが終了し、令和3年度からは管理者は主任介護支援専門員を置くことが必須となっております。

これが、今回の改正後におきましては、大きく2つのパターンに分かれます。矢印の下のほうを御覧いただきたいと思ひます。

まず、(ア)にあります、(ア)のですね、こちらのほうにありますように、令和3年の3月31日時点の管理者が既に主任介護支援専門員である場合は、上段の①の矢印のように、そ

の管理者の方が退職等がなければそのままとなりますが、下段の②の矢印のように、管理者である主任介護支援専門員が退職した場合は、後任の管理者には主任介護支援専門員を配置することが義務となります。ただしこの場合でも、主任介護支援専門員の確保が、本人の死亡、長期療養や、山間地の事業所など、他の施設がないなど著しく困難であるなどのやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができるとなっております。

次に、(イ)のように、令和3年3月31日時点の管理者が主任介護支援専門員ではない場合は、③のように、令和3年3月31日までの旧経過措置が終了しても、3年の3月31日時点の管理者が令和3年の4月1日以降も続ける場合に限って、新経過措置が適用され、最長では令和9年の3月31日まで、主任介護支援専門員でなくとも管理者を続けることができます。ただし、令和9年4月1日以降は、主任介護支援専門員を管理者に配置する必要がございます。

一方、下段の④のように、令和9年3月31日までの間に、令和3年の3月31日時点の管理者が退職した場合は、新経過措置の適用が終了いたしますので、後任の管理者には主任介護支援専門員を配置する必要がございます。

なお、(イ)の①②のどちらの場合におきましても、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることが可能となっております。

それでは3ページ目のほうに戻っていただきまして、施行日となります。3の施行日です。本改正条例は、令和3年の4月1日から施行するとしております。ただし、②の管理者要件の適用の猶予につきましては、3月31日までに施行させる必要がありますことから、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほうよろしくお願いたします。

○委員長(西濱和博君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、これより採決いたします。

議案第34号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎議案第35号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

◎議案第36号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

◎議案第37号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

◎議案第38号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

○委員長(西濱和博君) 次に、議案第35号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について、議案第36号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について、議案第37号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について、議案第38号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、以上4件については、関連がありますので一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本4件について、一括しての説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案第35号から議案第38号につきまして、山内長寿支援課長より説明いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課、山内でございます。引き続きましてよろしくお願ひいたします。

座りましての説明をお許してください。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案書は87ページからとなります。

議案第35号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてでございます。

この議案第35号と、第36号、第37号、第38号の、4つの条例の改正につきましては、関連した内容でございますので、まとめて説明は一括して行わせていただきます。

また、4本の条例は全部改正となっております。議案書では89ページから304ページまでと、ページ数もかなり多くなっております。

内容の説明につきましては、先ほどと同様に、お手元にお配りさせていただいております資料、右肩に令和3年3月11日文教福祉委員会議案資料とありますものの5ページ以降と、また、最後に1枚、A3判の1枚物の一覧表をお配りさせていただいておりますが、こちらを用いて説明させていただきたいと思います。

それでは、資料の5ページ目をお願いいたします。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の全部改正についてでございます。

初めに、1、改正の趣旨ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令が一部改正されたことを踏まえまして、本市条例の必要な改正を行うものでございます。また、これまで度重なる省令の改正に際しまして、本市条例もその都度一部改正を行ってまいりましたが、改正のたびに改正する条項や内容も多くなってきており、基準となる省令と本市の条例の構成が著しく異なり、同じ内容を差し示す条や項といったもののずれが大きくなってきておりましたので、それぞれの条例の条項番号とこれに対応する基準省令の条項番号を合致させる改正を、全文改正の手法を用いて併せて行うものでございます。

次に、2、基準省令と、対応する本市条例といたしまして、基準となる省令と今回改正を行います条例を対応する形で掲載しております。

ただいま資料の5ページのほうを用いて説明させていただいておりますが、別添のA3判の改正内容の一覧表を御覧いただきながら説明をお聞きいただければ、分かりやすいかと思しますのでお聞きいただきたい思います。

A3判の一覧表につきましては、最上段が基準の省令、その下が、省令に対応している本市の条例となります。またその条例の下の行に、条例で定める介護サービスと、どういった介護

サービスをしているかを記載した介護サービスの類型を記載させていただいております。またその下の行に、今回の改正項目を表立てして示しております。改正項目につきましても、上のほうが個別の改正項目、一番下の下段には、全サービス共通の改正となる9項目を記載しております。今回全文改正いたします条例が、黒丸数字の①から④となります。

表の一番上の左にあります、基準省令の白丸の1、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を受けて、改正する本市の条例が、黒丸の1、議案第35号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例となります。以降、同じように、基準となる省令の改正を受けて改正を行います条例が、黒丸の②、議案第36号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、黒丸の3、議案第37号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、黒丸の4、議案第38号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例となります。

それでは、改正内容について説明させていただきます。

説明に当たりましては、A4の資料の6ページのほうからお話しさせていただきます。まず、資料の6ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

資料の6ページ、初めに、(1)で、主な改正内容といたしまして、今回の一部改正の特徴を3点挙げさせていただいております。

初めに、①認知症高齢者への適切な対応強化といたしまして、介護サービス事業者に、医

療・福祉関係の資格を有さない介護職員に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける内容で、勤務体制の確保等の基準に当該の定めを整備するものとなっております。

次に②、非常災害への対応強化といたしまして、災害への対応においては地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等の訓練の実施に当たって、介護サービス事業者に地域住民の参加が得られるよう連携に努めるといたしまして、非常災害対策の基準に当該規定を整備するものでございます。

次に③、感染症対策の強化といたしまして、感染症の予防及び蔓延防止等に関する取組の徹底のため、介護サービス事業者委員会への開催、指針の整備、研修、訓練の徹底を義務づけるとして、衛生管理等の基準に当該規定を整備するものとなっております。

今回の改正の全体的な特徴といたしましては、ただいま説明いたしました3点のほか、高齢者の虐待防止、ハラスメント対策強化など、権利擁護に関する取組が強化されております。また、施設職員の人員配置基準について基準の緩和を図る一方で、利用者に対する説明責任や介護給付への適正化への取組を強化する内容となっております。

それでは個々の改正内容を説明させていただきますが、これ以降の説明は、資料の6ページから10ページまでの要約したものに添って、説明させていただきます。

なお、資料の6ページ以降に登場いたします、黒丸の1、2や片仮名のア、イ、ウ、改正項目の白丸の①②といった表記と、A3の一覧表中の黒丸の1、2、片仮名のア、イ、ウ、白丸の①②などの表記につきましては一致しておりますので、先ほどと同様にA3の一覧表と併せて御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、事業種別ごとの改正内容です。

一覧表の黒丸の1、ア、夜間対応型訪問介護です。1つ目に、オペレーターの配置基準の緩和、2つ目に、サービスつき高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保の規定を設ける改正を行います。

次に、黒丸の1のイ、地域密着型通所介護、一般的にはデイサービスと言われるものでございます。このサービスと、黒丸の1のカ、地域密着型特定施設入居者生活介護、一般的に介護保険の指定を受けた有料老人ホームのことでございます。こちらにつきましては、今回の一部改正の特徴として先に説明させていただきました、認知症高齢者への対応強化、非常災害への対応強化を設ける改正を行うものです。

次に、黒丸の1、ウ、認知症対応型通所介護、いわゆる認知症の方に対応したデイサービス事業となります。この改正と同じ内容で、黒丸の2、ケ、介護予防サービスを同じ改正を行います。これらのサービスにおきましては、認知症高齢者への対応強化と非常災害への対応強化を設ける改正のほか、3つ目には、一定の条件の下での他の職種との兼務をも認めるという、管理者の配置基準の見直しの3つについて改正を行うものとなっております。

次に、黒丸の1のエ、小規模多機能型居宅介護です。これは、通所、訪問、宿泊と多機能な介護サービスを行います小規模な施設のこととなります。また、この改正と同じ内容で、黒丸の2のコ、介護予防サービスも同様の改正を行います。このサービスでは、1つ目の認知症高齢者への適切な対応強化のほか、2つ目に、一定の条件の下での他職種との兼務を認めるという人員配置基準の見直し、3つ目に、過疎地域等において定員の超過を可能とする要件を設ける、過疎地域等におけるサービス提供の確保と、3つについて改正を行うものとなります。

次に、黒丸の1、オ、認知症対応型共同生活

介護です。一般的にはグループホームと言われます、入所系の介護サービスとなります。また、この改正と同じ内容で、黒丸の2、サ、介護予防サービスも同様の改正を行います。1つ目の、認知症高齢者への適切な対応強化のほか、2つ目に、夜勤職員の配置基準を緩和する夜勤職員体制の見直し、3つ目に、ユニット数の弾力化やサテライトの設置基準の新設を行います、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保のほか、4つ目に、外部評価に係る運営推進会議の活用、5つ目に、計画作成担当者の配置基準の緩和と、5点について改正を行うものです。

次に、黒丸の1のキ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。こちらは、いわゆる特別養護老人ホームとなります。1つ目の、認知症高齢者への適切な対応強化のほか、2つ目に、栄養士と生活相談員の配置について緩和措置を設ける、人員配置基準の見直し、3つ目に、一定の条件の下での職員の兼務を認める、介護保険施設の人員配置基準の見直しのほか、4点目に、口腔衛生管理の強化を、5点目に、栄養ケアマネジメントの充実、6点目に、個室ユニット型施設の設定基準の見直しと、6点について改正を行います。

次に、黒丸の1のク、看護小規模多機能型居宅介護です。これは、医療ニーズの高い要介護者の方を対象に、通所、訪問、宿泊と多機能な介護サービスを行うものとなっております。この介護サービスにおきましては、1の認知症高齢者への適切な対応強化のほか、先ほど説明いたしました小規模多機能型居宅介護と同様に、2点目、過疎地域等におけるサービス提供の確保を設ける改正を行うものです。

次に、黒丸の4、シ、居宅介護支援事業ですが、この介護サービスにおきましては、1つ目に、事業者利用者に対して説明を行う項目の追加を行う、質の高いケアマネジメントの推進

を設けます。また2つ目に、訪問介護の利用が過剰と疑われる事業所に対して、点検を実施する仕組みを導入する、訪問介護の回数の多い利用者のケアプランに対する対応を定める改正を行います。なおこの改正についてのみ、令和3年の10月1日施行となります。

次に、(3)全サービス共通の改正内容となります。A3の一覧表では、表の一番下の部分となります。全てのサービスの共通の改正といたしまして、9項目の改正を行います。

まず1つ目に、感染症対策の強化といたしまして、3年間の経過措置を設けた上で、介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求めるものです。具体的には、地域密着型介護老人福祉施設、通称特別養護老人ホーム、こちらでは、訓練の実施を追加いたします。また、その他のサービス事業所におきましては、感染症に対する備えについての定めがなかったことから、新たに委員会の開催など4項目を明記し、全てのサービス事業所において感染症への取組が進むよう改正を行うものです。

2つ目の、業務継続に向けた取組の強化につきましては、3年間の経過措置を設けた上で、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務化する改正を行うものです。

3つ目に、ハラスメント対策の強化といたしまして、ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえた適切な対策を求める定めを、4つ目に、会議や多職種連携におけるICTの活用といたしまして、各種会議において感染防止等を図るため、テレビ電話などを活用すること認める定めを、5項目めに、利用者への説明、同意等に係る見直しのほか、6項目め、記録の保存等に係る見直し、7項目め、運営規程等の掲

示に係る見直しを行います。

また、このほか8つ目に、高齢者虐待防止の推進といたしまして、3年間の経過措置を設けた上で、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を目的に、事業者に対しまして、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけるとともに、これらの実施担当者を定めることなども義務づけるものとなっております。

次に9つ目に、事業所が作成する各種の計画等におきまして、統計データなどの活用を進めるといふ、介護保険関連情報の活用によるケアの質の向上を定める改正を行います。

それでは、すみません、A4の資料の10ページのほうをお願いいたします。

最後となりますが、4の施行日です。令和3年の4月1日から施行するとしておりますが、先ほど説明させていただきましたように、黒丸の4のシのところで登場いたしました、居宅介護支援の2項目め、訪問介護の回数の多いケアプラン等の対応につきましては、令和3年の10月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

まず、議案第35号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正については、原

案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

小会します。

(午後4時41分 小会)

(午後4時42分 本会)

◎議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部改正につきまして、西田国保ねんきん課長より説明をいたします。御審議のほどよろしくお願ひします。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) 国保ねんきん課で西田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) 議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

議案書は305ページから306ページの部分でございますが、説明は、事前にお配りしております資料により説明させていただきます。資料でございますでしょうか。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) それでは、資料の、1、改正の趣旨でございますが、八代市国民健康保険条例中、新型コロナウイルス感染症の定義を引用していた法律である、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、この定義の部分の条項が削除される一部改正が行われたことから、具体的に新型コロナウイルス感染症の定義を定めるために条例の改正を行うものでございます。なお、この定義の改正内容は、介護保険条例の改正部分と同じものでございます。

次に、2、改正概要でございますが、一覧表にございます、附則第5項についての改正でございますが、この項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に

ついて規定しているものでございます。表見ていただきますと、改正前は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症と規定されていましたが、改正後は、新型コロナウイルス感染症〔病原体がβコロナウイルス属のコロナウイルス〕（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいうと明記するものでございます。

最後に3、施行期日は、公布の日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません。

○委員（古嶋津義君） 専門家じゃないので分かりませんが、その病原体、βコロナウイルス属のコロナウイルス、この中には最近流行しております変異——変異種というのですか、それも入るわけですか。

同じコロナだけいいとだろうな。

○国保ねんきん課主幹兼医療給付係長（塚本泰広君） 国保ねんきん課、塚本でございます。

御質問の件ですけれども、今回のコロナウイルス感染症に係るものについてということで定義しておりますので、仮にその変異ウイルスだとか変異株ですかね、そういったものにかかられた方に対しても、傷病手当のほうは支給をするという形になるかと思えます。

以上です。（委員古嶋津義君「はい、了解しました」と呼ぶ）（「一緒だろうもん」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、

以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「お世話になりました」「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後4時46分 小会）

（午後4時47分 本会）

○議案第40号・坂田道男・道太文庫基金条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、議案第40号・坂田道男・道太文庫基金条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議案第40号・坂田道男・道太文庫基金条例の一部改正につきまして、岩崎生涯学習課長より説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）生涯学習課の岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） じゃあ、別添関係資料としてですね、新旧対照の表のほう一部添付しておりますので、そちらのございます

でしょうか。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） それでは307ページをお開きください。

坂田道男・道太文庫基金条例の一部改正についてです。

提案理由でございますが、坂田道男・道太文庫基金を果実運用型基金から取崩し型基金に転換するため、処分条項を設けるに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

じゃあ、308ページの改正内容についてはですね、お手元の、別添新旧対照表にて説明させていただきます。

第1条にありますように、市民の文化と知識の向上に寄与するため、昭和48年に坂田家のほうから、図書の寄贈及び寄附により、八代市立図書館に坂田道男・道太文庫を設置するとともに、その運営に資するための基金も設置しているところでございます。基金の額としてはですね、第3条にありますように、現在、400万円が積み立てられているところです。

基金の活用方法として、第6条の運用益の処理にありますように、基金の運用から生ずる収益は、第1条に規定する目的に応ずる図書の購入費に充当するものとするとなっており、運用益をもって図書の購入をする果実運用型となっております。

しかしながらですね、現在の低金利な時代、運用益をもつての図書購入というのは非常に厳しい状況でございます。そこでですね、今回条例を一部改正して、新たに第8条に処分を設け、第1項に、基金は、第1条に規定する目的に応ずる図書の購入費に充てる場合に限り、これを処分することができるということを追加し、第2項に、前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は処分相当額を減少するものとするを追加しております。

これによりましてですね、基金を一部取り崩

しながら図書を購入し、坂田道男・道太文庫を充実させるとともに、坂田先生のですね、功績を市民の皆様にも周知していきたいと考えております。予定としましては、年間20万ほどを取り崩しながら図書の購入をしていきたいと考えております。

以上で説明のほう終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。今まで果実運用型ということだったということなんですけど、今までどのくらい金は累積でどのくらい動いた、分かりますか。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 原資が400万円ですので、利子収入としては、年間数千円程度ということになります。（委員亀田英雄君「48年ぐらいじゃけんね」と呼ぶ）はい。ちょっと平成30年ぐらいからは基金をですね、一括運用してますので、はい。その前は1000円程度ぐらいの利子収入で、平成30年が4000円程度、平成31年が8000円ぐらいの利子収入はあっております。

○委員（亀田英雄君） じゃあ今までそれば使って何かしたということ、実績があつとですかね。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） はい。この運用益を充ててですね、中公新書というのを、一まあこの基金だけが充たっているかということ、一般財源もちょっと充たってるかと思えますけれども、中公新書のほうをですね、購入させて、毎年ですね、購入させていただいてるところです。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、
以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見
ありませんか。

○委員(亀田英雄君) せっかくですけんね、
うまく基金を活用して、その功績をしのばれて
ください。(生涯学習課長岩崎龍一君「はい。
ありがとうございます」と呼ぶ)

○委員長(西濱和博君) 意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) 意見ないようです
ので、これより採決をいたします。

議案第40号・坂田道男・道太文庫基金条例
の一部改正については、原案のとおり決するに
賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。(「ありが
とうございました」と呼ぶ者あり)

小会いたします。

(午後4時53分 小会)

(午後4時54分 本会)

◎令和2年請願第1号・国の責任で小・中学校
の全学年に少人数学級の実施を求める意見書の
提出方について

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いておりま
す要望書については、写しをお手元に配付して
おりますので、御一読いただければと思いま
す。

今回、当委員会に付託となっておりますの
は、継続審査の請願1件です。

それでは、令和2年請願第1号・国の責任で
小・中学校の全学年に少人数学級の実施を求め

る意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本請願について、質疑、御意見等ございませ
んでしょうか。

○委員(古嶋津義君) さきの議会では、継続
審議と、審査ということで、なっておりました
が、その後、2月2日、政府において、小学校
の学級編制標準の現行40人、1年生は現在3
5人でありますが、これから35人への引下げ
を盛り込んだ、義務標準法の改正案を閣議決定
をされております。このことによりまして、こ
れから教室の整備や教職員の配置を計画的に行
い、2021年度から5年間をかけて移行する
経過措置規定が附則で定められているところ
であります。つまり、段階的に2025年までに
は、小学校6年生まで35人学級ができるとい
うことでもあります。

また、熊本県におきましても、中学校1年生
を対象に、35人学級を導入をすること
になっております。きめ細やかな指導ができる
ように、県の教育委員会としても、35人学級
の導入を図るということでもあります。

よって、本、請願だったかな、請願の含意は
40人学級の解消だろうというふうには受け
止めておりますので、このように政府の決定が
なされておりますことから、もう審議未了でい
いのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長(西濱和博君) 今審議未了という意
見ございましたが、ほかに意見等ございませ
んでしょうか。

○委員(亀田英雄君) 含意は、少人数学級の
実施を求めるということなんですが、それを求
めてここへ出されたということで、採択とい
うことでしたほうがいいんじゃないかなと、出さ
れた人の意を酌めばですね、というふうに思
います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに御意見等ございませんでしょうか。

○委員（百田 隆君） 35人学級ば、閣議決定したったいな。もうしとっとじゃろ。

○委員長（西濱和博君） はい。

○委員（百田 隆君） そしたら、しとっとならもう認めてもよかっちゃなかね。国が閣議決定しとっとに何で地方が反対ちゅうことが。俺はそうや思うな。

○委員長（西濱和博君） ほかに御意見。

○委員（村上光則君） 私も、今、古嶋議員が言われてましたように、35人が閣議で承認されたけんですね、それで採択してよかと思いません。

○委員長（西濱和博君） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 一旦小会いたします。

（午後4時58分 小会）

（午後4時59分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

ただいま審議未了を求める意見と、採決を求める意見がありましたので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

それでは、本請願について、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

（委員古嶋津義君「審議未了になっ」と呼ぶ）（委員百田隆君「あって国がもう認めるとだけん」と呼ぶ）（委員古嶋津義君「そっだいけん審議未了たい」と呼ぶ）（委員亀田英雄君「順次いきましょう」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ちょっと今、取り違えがあっていけませんので、もう一度しっかり。（委員亀田英雄君「採択て、どやんすつとですか」と呼ぶ）審議未了を求める御意見と採決を求める意見がありましたので、まず審議未了についてお諮りいたします。採決は挙手により行いますので、挙手しないものは反対とみなします。

本請願については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手多数と認め、本案は審議未了とすることに決しました。

それでは、以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（西濱和博君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、

以上で所管事務調査2件についての調査を終了
します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい
てお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、な
お調査を要すると思いますので、引き続き、閉
会中の継続調査の申し出を行いたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたしま
す。

(午後5時02分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和3年3月11日

文教福祉委員会

委員長